

令和3年9月9日（木曜日）

決算審査特別委員会会議録
（第1日目）

令和3年決算審査特別委員会第1日目

令和3年9月9日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	まちづくり課長補佐	野 尻 誠
副町長	菅 原 正 春	住民税務課長補佐	森 英 利
会計管理者	須 貝 孝 子	住民税務課長補佐	大 場 由美子
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	住民税務課長補佐	高 橋 真 澄
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	森 祐 子
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	健康福祉課長補佐	原 田 真由美
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	農業振興課長補佐	岡 崎 千恵子
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	農業振興課長補佐	八 畝 俊 勝
デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征	地域整備課長補佐	大 場 君 博
地域強靱化対策室長	伊 藤 英 一	地域整備課係長	松 本 正 人
総務課財政主査	佐 藤 拓	教育課長補佐	豊 岡 将 志
教育長	伊 藤 幸 一	教育課長補佐	大 場 正 江
教育課長	鍛 冶 紀 邦	代表監査委員	齊 藤 徹
総務課長補佐	佐 藤 仁	監査事務局長	相 馬 広 志
まちづくり課長補佐	大 場 健 一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

午後3時35分 開会

委員長 令和2年度一般会計並びに5特別会計1企業会計の決算審査特別委員会の委員長に互選されました伊藤でございます。精いっぱい務めさせていただきますが、進行上不行き届きな点など多々あるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、座って進行させていただきます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、令和2年度決算審査特別委員会を開きます。

審査方法につきまして、お諮りいたします。

一般会計は歳入決算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、会議の都合上、説明員の交代のため休憩を3ないし4款ごとに、一、二分程度取りますので併せてよろしくお願いいたします。

認定第1号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和2年度舟形町水道事業会計決算の認定について

委員長 認定第1号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和2年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計について審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げ、説明をお願いいたします。

(挙手あり)

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 本日の審査はここまでとします。

あしたは午前10時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3 時 5 5 分 散会

令和3年9月10日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録
（第2日目）

令和3年決算審査特別委員会第2日目

令和3年9月10日（金）

出席委員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八 歙 太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	まちづくり課長補佐	野 尻 誠
副 町 長 菅 原 正 春	住民税務課長補佐	森 英 利
会 計 管 理 者 須 貝 孝 子	住民税務課長補佐	大 場 由美子
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 小 野 芳 喜	住民税務課長補佐	高 橋 真 澄
ま ち づ く り 課 長 曾根田 健	健康福祉課長補佐	森 祐 子
健 康 福 祉 課 長 沼 澤 伸 一	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
住 民 税 務 課 長 伊 藤 茂 樹	健康福祉課長補佐	原 田 真由美
地 域 整 備 課 長 伊 藤 秀 樹	農業振興課長補佐	岡 崎 千恵子
農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長 斎 藤 雅 博	農業振興課長補佐	八 歙 俊 勝
デジタルファースト推進室長 沼 澤 一 征	地域整備課長補佐	大 場 君 博
地域強靱化対策室長 伊 藤 英 一	地域整備課係長	松 本 正 人
総 務 課 財 政 主 査 佐 藤 拓	教 育 課 長 補 佐	豊 岡 将 志
教 育 課 長 伊 藤 幸 一	教 育 課 長 補 佐	大 場 正 江
教 育 課 長 鍛 冶 紀 邦	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
総 務 課 長 補 佐 佐 藤 仁	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志
ま ち づ く り 課 長 補 佐 大 場 健 一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

本日の会議に付した事件

- 認定第 1 号 令和 2 年度舟形町一般会計歳入歳出決算について
- 認定第 2 号 令和 2 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第 3 号 令和 2 年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第 4 号 令和 2 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第 5 号 令和 2 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第 6 号 令和 2 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第 7 号 令和 2 年度舟形町水道事業会計決算について

午前10時01分 開会

委員長 おはようございます。

開会に先立ちまして、本日午後から報道機関の撮影の申出がありましたので、皆様にお諮りしますけれども、許可することに意義はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ありがとうございます。

また、町の広報も午後から写真撮影入ります。広報に関しては傍聴席以外、中からも撮影を許可したいと思いますので、併せてお願いしたいと思います。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。

ただいまから、2日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

認定第1号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 これより、一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。
質疑ありませんか。

2番 それでは、町税ですね、1の1の2、法人税に関して質問いたします。16、17ページです。

法人税の補正予算ということで20万円減額になっています。これはコロナが影響しているのかどうか、お聞きいたします。

住民税務課長 減額しました20万円につきましては、若干コロナの影響あるかと思いますが、全般的に企業さんのほうの納税額が下がっている傾向がありましたので20万円ほど減額させていただきます。

2番 これは民間企業の収益といたしますか、販売計画といたしますか、その辺が下がった影響というふうな理解でよろしいでしょうか。

住民税務課長 委員さんがおっしゃるとおりになります。

委員長 ほかにございませんか。

4番 16、17ページ、1の2の固定資産税。前年度収納率ですけれども、前年度からかなり12%ほどアップ、収納率が上がっておりますけれども、これは職員の努力だと思われそうですが、それで間違いないでしょうか。

住民税務課長 はい、職員の主に電話等による納税相談での収納率アップとなっております。

4番 大変、難儀をかけて本当にありがたいことだと思います。今後とも収納率アップに対して努力していただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、18ページ。1の3。町税の森林環境譲与税。1の3の1になるのか、2の3の

1のなるのかな。この補正予算分で194万6,000円、これ増額になっております。当初の予算額とは見込みが違って、いい方向にまずたくさんいただいたわけですがけれども、この経過について、増額になった経過について、こういった理由なのか質問いたします。

農業振興課長 国のほうで当初の金額を見込んでございましたが、年度途中から交付のほうを急ぐということで、増額となったところでございます。

7番 今の答弁ではちょっと質問のあれにはならない、答えにはなっていないと思います。急ぐっていうだけなら173万2,000円、見込んだ金額が来れば、思っていた時期よりも早く来ればそれは急ぐ、急いで交付されたことになるけれども、見込んだ金額よりも194万6,000円、多くなったわけだから、多くなったその理由について質問しているわけです。

農業振興課長 すみません、交付の計画なんですけど、令和5年度からの交付が満額という形で譲与税は計画をされてございまして、その満額に近づけるという意味で令和2年度の途中から増額を早く、前倒しして増額をされたというふうな状況であります。

1番 16ページの1の3。軽自動車税ですけども、昨年度から補正予算もあるんですけども、昨年度の軽自動車と農機具等の比率なんですけれども、どちらかが増えたのか、ちょっと分かれば教えてください。

住民税務課長 元年度と比べまして、産業用が60台増加してございます。あと、軽自のほうも30台減という状況になってございます。

1番 農機具のほうが増えたということでよろしいでしょうか。

住民税務課長 はい農業用が増えてございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 38ページ、39ページになります。17の1の2ですか、寄附金の関係です。寄附金、ありがたい寄附金が2、3、4ということで続いています。教育費寄附金140万円、あと20万円もあるんですけども、その辺の寄附の寄附金の内容について、説明をお願いしたいと思います。

教育課長 教育費寄附金の140万円の内容についてですけども、まず1件目としましては、八鉾建設さんのほうから荘銀ふるさと私募債というものを活用しての寄附ということで、荘内銀行さんと両方で合計20万円の寄附をいただきました。

それから2件目が齊藤工務店さんのほうから50万円の寄附をいただいております。

3件目が大成技術さんのほうから20万円の寄附を2回にわたっていただいております。

それから4件目としては、東京都港区の佐藤幸男さんから30万円の寄附をいただいております。合計で140万ということになります。

以上です。

2番 すみません、同じページの災害復旧寄附金の20万円に関しましても説明をお願いしたいと思います。

総務課財政主査 災害寄附金20万円につきましては、舟形町の東京友の会さんより10万円、日本共産党の最北地区委員会さんから10万円、計20万円をいただいております。

以上です。（「わかりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 24ページ、25ページ。公営住宅使用料、滞納繰越分とありますけれども、前年度よりも8万6,400円ほど増額になっておりますけれども、繰越分が。内容について伺います。

地域整備課長 滞納繰越分につきましては4名分でありまして、年度をまたいでの滞納が若干あったということで増えている状況でございます。ただ、2名は分納、相談によって分納、1名は完納しております、さらに1名につきましては死亡ということで今手続を検討しているところでございます。

以上です。

4番 と言いますと、2名は分納、1名は完納、1人が死亡ということで、この繰越分についてはその分、入ってくる見込みでよろしいのでしょうか。

地域整備課長 3名につきましては、今後計画的に入ってくる予定と考えております。

1番 24ページのこれは14の3. 農林水産業使用料でありますけれども、備考欄の温泉テニスコート使用料と多目的グラウンド使用料、前年度からいうとかなり、今コロナの影響もあると思いますけれども、それにしてもかなりな使用がされていないようなんですけれども、これはコロナだけではなくてちょっと私ちょっと確認したところ、ナイター設備が今ないというふうになんて見受けられましたが、その影響とかもあるのか、その辺お聞かせください。

まちづくり課長 影響についてはやはりコロナに加えてナイター設備、温泉、テニスコートについてはナイターの支柱の腐食、あとはナイターの照明の故障等により撤去しております。そういったナイター照明が撤去しているという影響もあるとは考えております。

1番 そのナイター使用料のほうが多分大きいと思うんですけれども、やはり中学校のほうでもそうなんですけれども、人数が多くてナイターが使用できず、中学校のほうでは人数が多い中狭いコートで練習したような覚えあるんですけれども、これはもうナイター照明というのは今後どうするのか、お聞かせください。あとそれと、ちょっと最近若あゆのテニスコートを見ると、何かこう整備的なもの何かちょっと荒れているなと思うんですけれども、ここの整備等についてはどのような対策を取っているのかお聞かせください。

まちづくり課長 若あゆ温泉のテニスコート部分については、ここについては観光施設といった位置づけをまず持っております。そういったところから考えると、利用料金、あとはかかる費用対効果のほうから考えると、なかなかそこでの収入の黒字のほうは見込めないというふうになんて考えています。ただ現在、そういった面から現在照明のほうは新設はちょっと今のところは考えていない状況であります。テニスコートの管理については、当然日中利用

する方がいらっしゃいますので、草刈り、そういったところを振興公社のほうにはしてもらっているようにしているんですが、若干管理がなされていないということは再度こちらのほうから草刈り、周りの草刈り等の環境の整備についてはこちらからもう一度徹底するように伝えておきたいと思います。

1 番 外の草ではなくて、テニスコート内のちょっと環境というか、ちょっと荒れているなという認識なので、外だけではなく中のほうのある程度の整備的なものも考えていただきたいと思います。答弁は要りません。

委員長 ほかにありませんか。

9 番 ページが16ページ、17ページ。不納欠損額の多いほうでしたいと思います。

固定資産税で不納欠損額23万7,400円というふうにありますけれども、不納欠損にした理由、時効とか様々あるかと思いますが、その内訳についてお聞きしたいと思います。

住民税務課長 不納欠損にした理由でございますが、執行停止期間中に時効を迎えておりますので、その分不納欠損としてございます。

9 番 そういった中で、成果表の41ページに滞納処分之差押さえで合計で21万9,944円回収したというふうにありますけれども、これらの回収で時効の中断はできなかったのか、お聞きしたいと思います。

住民税務課長 差押えのケースにつきましては、執行停止をかけていない部分の未納の方の差押えをしてございますので、停止には当たらない、停止というか、大変それで回収可能な分だけしておりますので、執行停止というか、不納欠損を止めることはちょっとできませんでした。

9 番 要するに、今回この差押えによる回収の中には、固定資産の不納欠損に該当する方々については回収がなかったというようなことですよな。そういうふうに回答してもらえば分かるんだけど、はい。非常に回収状況が頑張っているというようなことでありますので、引き続きお願いしたいなと。できれば国民が納税義務というのはこれは義務でありますので、公平性の観点から言えば全て回収というのが原則でありますので、もし簡単に時効につなげないで、1円でも回収すれば時効の中断もできるので、こういうような手を使って回収を進めていただきたいと思います。この辺についての考え、あればお聞きしたいと思います。

住民税務課長 各納税管理人のちょっと状況を確認して、なるべく不納欠損にならないように努めてまいりたいと思いますが、最近相続、全て相続放棄されたケースも見受けられますので、その分は若干ちょっとそのまま残ってしまうのかなというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9 番 18ページ、19ページ。理由は想像がつきますけれども、一応確認ということで、1の7の1だか、入湯税、当初が54万5,000円がマイナスの補正で36万というふうなことで、最終的に

は収入済額が20万3,000円ということでありますけれども、これはまだ現在も猛威を振るっていることが原因なのかなと思いますが、確認を含めて質問したいと思います。

まちづくり課長 この入湯税については、若あゆ温泉のほうからの入湯税ということになっております。やはりコロナの影響がございます。大広間を利用した方から入湯税をいただいているものなのですが、やはり大広間を団体で利用するお客様はもうほぼいない状況になっております。ですので、ここのやっぱりコロナの影響が一番大きいというふうに考えております。

以上です。

9番 それの原因だろうなというふうな想像はつきますけれども、去年のことの質問の中で、今年の上半期の状況はどうなんでしょうか。

まちづくり課長 すみません、ちょっと資料を持ってきたんですけども、ちょっと今探すのに時間かかるのですが、概況を報告させていただきます。

昨年に比べて今年度はコロナの対策もお客様をはじめ温泉のほうも対策も分かって大分見えてきたものですから、増えるんでないかなというふうにちょっと期待を持っておりましたが、7月、8月に関しては、緊急事態宣言、東京、宮城にまず発出されたと。あと8月から県の感染予防対策の強化週間が9月12日まで来たということで、7月、8月については昨年よりも低い状況になっております。ですので、昨年よりも7月、8月に関してはちょっと低く意外にちょっと伸びていない状況であります。

住民税務課長 令和3年度の入湯税関係になります。8月までのデータがございます。課税人数が1,133名、納付になった入湯税が8万4,975円、今のところ納付になってございます。

7番 それでは、38ページの18、1の1。一般寄附金の内訳項目の中に新型コロナウイルス感染症対策寄附金というのがありますけれども、この徴収方法というんですか、向こう側、寄附してくださる方がそういったことに役立ててほしいということで寄附されたものなのか、それとも例えばふるさと納税とかにもうそういったものが組み込まれての寄附金なのか、そこら辺の詳しい事情等を質問いたします。

総務課長 この寄附金の78万8,000円のまず内容について説明させていただきたいと思います。

新庄市内の建設業者さんのほうから最上広域のほうを通じて市町村のほうに配分した寄附金ということで48万8,000円が1件でございます。それから最上地区の廃棄物委託組合さん、こちらのほうからいただいた寄附金が10万円でございます。そのほか、新庄最上清掃事業組合さん、こちらのほうから20万円を寄附金としていただいております。78万8,000円というふうな寄附金をいただいております。というふうなことで、募るとかそういうふうな募集をしてというものでなくて、自発的な意向によって寄附をいただいたものと理解してございます。

7番 自発的にいただいた寄附金ということで、大変ありがたい寄附金だと思います。有意義に、

ぜひともコロナ対策のために使っていただきたいと思います。

以上です。

1 番 18ページの1の5の7、入湯税。また同じ入湯税なんですけれども、先ほどコロナ禍で利用客がないということだったんですけれども、まず今県民ゴルフ場の利用料を見ると、県民ゴルフ場は40万近くの減ではありますけれども相当の人が入っているような状況であって、確かに温泉施設ということでコロナの影響というのは大きいと思うんですけれども、県民ゴルフ場にはすごい来ていてやっぱり温泉にはつながっていないような感じに思えるんですけれども、何か、ゴルフ場の利用客に温泉券を定量で配布するとか、そういう検討とかなかったのかと、あとは昨日採決しましたボイラーの関係ですけれども、やはり1か月もまず工事がかかるというのがやはり温泉の今後コロナのワクチンも終わってこれからまだ温泉に行っていない高齢者もいると思いますけれども、そういう中でやはりこの1か月もかかるというような工事が妥当なのか、つなぎ目だけを最終的にするとか、箇所箇所を造っておきながら昨日言った渡り廊下のところの工事を最終的につなげるとか、やっぱり考え方はいろいろあると思うんですけれども、やっぱり3週間、1か月といたら相当な日数なわけです。やっぱりこう私ちょっとそこで昨日はちょっと悩んでいたんですけれども、やはりこの状況の中で、アフターコロナこれから迎える中で、そんな1か月もかかる工事にしているのか、もうちょっと事業者ともうちょっと徹底した話していただきたいんですけれども、その辺教えてください。

町長 入湯税とゴルフ場の利用税の関係でございますが、ゴルフ場につきましては、屋外で感染を避けてできるスポーツというふうなことで、ゴルフ場の利用者の方についてはあまり減しはなかったようでございます。その関係でゴルフ場の利用税についてはあまり大きく落ち込んでいないところではあるんですが、先ほども申し上げましたとおり、入湯税につきましては、若あゆ温泉に來場していただいた方の中で大広間を使用していただかないと入湯税の対象にならないものですから、その差がございます。

あと、1番委員がおっしゃられました件につきましては、昨日も2番委員のほうからご指摘がありましたので、早速私のほうから担当課長と担当のほうに委員がおっしゃられるのはもったいなことであってということでこの振興公社として経営をして行く中で1か月も2か月も休みだというのはちょっと私も驚きましたので、そういうことでは駄目だろうと、民間であれば1日でも営業をするというふうな、休むというふうなことはないということで、しっかりと業者のほうにということで、基本は毎月あります定休日がございます。そういうときに、休館日のときに工事ができるようにやっていただきたいというのが原則だと。さらにどうしてもという場合であればそれに付随する1日、2日とかそれぐらいであれば納得できるが、1か月も2か月も休館をするなんていうことは考えられないので、もう一度業者さんと

しっかりと行程会議をしていただくように申し伝えましたので、今後その行程会議の中で休憩する日数を減らしていただけるというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5 番 22、23ページになります。13の2の1、民生費負担金。この中の児童福祉負担金でありま
すけれども、保育所広域入所負担金4万9,840円になっております。昨年から見ますと14万ほ
ど少なくなっておりますけれども、この内容をお伺いします。

健康福祉課長 ただいまの保育所広域入所負担金でございますけれども、こちらにつきましては、
新庄市のほうから1名、ほほえみ保育園のほうに受け入れております。そちらの方の負担金
ということで新庄市から入ってきているものでございますけれども、こちらについては、途
中で舟形町から転出された方ございまして、年度からの途中からの収入というふうになっ
ております。

5 番 そうすると、昨年度は18万8,000円ほどになっているんですけれども、まだまだ人数が多
かったと、こういうふうなことでよろしいですか。

健康福祉課長 前年度につきましては、尾花沢のほうからという方もおりまして人数がもう少し
多かったということでございます。

5 番 ちなみに何名ぐらい多いとこの金額になるんですか。

健康福祉課長 この負担金につきましては、子供さんの年齢によって計算が違ってまいりますので
年齢が小さいほど、0歳に近いほど大きく経費がかかるということで高いんですけれども、
4歳とか5歳とか上のほうになりますと安くなるというふうなことから、何人とい
うことでは一概にはちょっと出せない金額になっております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8 番 38、39ページの財産売払い収入の中の物品売払い収入の内容をお聞きします。

総務課長 物品売払い収入の44万2,609円の内訳を申し上げたいと思います。

町が所有している管内の地図の売払いとして2,600円、それから町の庁舎のほうで使用する
コピーの古紙等の回収ということで、こちらのほうが1万4,000円、町で所有している舟形の
昔話などの冊子の売上げということで、2万690円、町が保有しておりました保育園のバス、
こちらのほうの売払いとして33万円、それから鉄くず等の売払いとして8,819円、ペレットス
トーブ、ノートパソコン等の売払いが6万6,500円、合計で44万2,609円という内訳でござい
ます。

8 番 これは少額でありますけれども、これは町の貴重な財産でありますので、売払い方法をね、
相対で売ったのか、それとも鑑定士が見てもらってそれで欲しい人がいれば競争入札なるん
ですけれども、そんな形で売ったのか。

それから、今ずっと環境、堀内のコンポストあったんですけれども、今年はコンポスト収入

はゼロということで理解していいのか、その辺お伺いします。

総務課長 初めに、コンポストの関係につきましては、農集排の特別会計のほうの取扱いということでご理解をいただきたいと思います。

この売払い収入のうち例えばバスであったり、こういったものについては入札をして応札をしていただいております。同じようにペレットストーブであったりノートパソコンについては、リングローさんを介してインターネットを活用していただいておりますというふうなことで、リングローさんのご協力のもとの物品売払い収入となっております。

以上です。

8 番 同じ項目になるんですけれども、不動産売払い収入の中で、今宅地造成した土地を売ったと思うんですけれども、現在あと何区画残っているのか、その辺お伺いします。

総務課長 それでは、今町のほうで宅地分譲している箇所について、答弁をさせていただきたいと思います。このたび、まずひだまりの第2分譲地を2年度に公募して購入等していただきましたけれども、当初15区画ございました。これについて2年度中に11区画を購入していただきました。今年度に入って1区画の購入がございましたので、残り3区画となっております。15区画を整備して、残りが3区画となっております。

それから、内山の造成地もございますので、こちらの方も併せて答弁させていただきますと、当初6区画を整備して現在のところ2区画が残っております。

以上です。

7 番 それでは同じ項目の物品売払い収入、これについて質問いたします。

今回、保育園のバスとあるいはペレットストーブ等の物品を売り払ったということなんですけれども、基本的に要らないものは処分して収入にできるものは収入にしていくべきだという私も考えをもっているんですけれども、備品とかそういったものを台帳として役場側は持っていると思うんですけれども、それをどういった基準でこういった売払いをしていくかという、そういう計画等があるのかというところを質問させていただきます。

総務課長 まず、計画というふうなところにつきましては、まずございません。今回、応札に付しました大きな金額のものとして、保育園のバス、それからペレットストーブ、パソコンということで、3つについてお話しさせていただきますと、まずバスにつきましては、今保育園のほうでこのハイエース、10人乗りというふうなバスの利用がないということで、こちらについては応札をして買い取っていただいたほうが町の収入となるということで処分をさせていただいたものとなります。

次に、ペレットストーブでございますけれども、以前再生可能エネルギーの関係の事業等で導入したものと記憶しているんですけれども、こちらについては容量が少なくて町の玄関の

ほうに置いておったわけですが、その使用している場合の温度等もなかなか上がらないということもあって未活用になったということもございまして、こちらについてはインターネットを介して使用していただける方があればお譲りしましょうという判断になったものです。

パソコンについては、耐用年数が切れたものというふうな判断のもとに売払いになったという経過をご紹介申し上げたいと思います。

以上です。

7番 それぞれ理由があって処分したということで、それはそれで結構なんですけれども、私がもう少し言いたいのは、無数と言っていいのか分からないですけれども、多数ある物品台帳の中で、必要のないものが多分山ほどあって、どこかの倉庫にたくさんあると思うんです。それを計画的に処分して収入にできるものは収入にする、廃棄するものは廃棄にするという、整理整頓をしていけば、物品台帳としてダツとこう残るといことが、もっと整理できるんじゃないかと。業務もやりやすくなるんじゃないかという観点があるものですから、そういったものを整理して、定期的に処分なり何年たったらもう処分しますという、そういうものをつくっていったらどうなんですかということを申し上げているわけです。

総務課長 ご提言をいただいたということで、参考にさせていただきたいと思います。備品につきましては、公用車等も含めて耐用年数というふうなものもございまして、そういったものを参考にして、まずは大事に使うということと、倉庫に眠らないような使用ということを中心に、備品台帳のほうもしっかり整理できるようにというところで取り組んでまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 32の16の2の3の衛生費の県の補助金でありますけれども、元年度にはなかったんですけれども、風疹予防接種補助金と骨髄移植ドナー助成事業補助金ってこれ、前なかったのかちょっと分からないですが、これ、該当者がどのぐらいいるのか、風疹とドナー。移植ドナーにつきましては、各個人でするもので、どういうふうな申請をすればこれ、助成補助になるのか、その辺お聞かせください。

健康福祉課長 風疹予防接種につきましては、すみませんちょっとお待ちください。風疹予防検査につきましては、2年度につきましては、抗体検査をした方が2名、予防接種した方が1名というふうなことでございまして、こちらにつきましては、補助金のほうにつきましては、予防接種に関しての啓発など、そういったものにした場合にきた補助金になるというものでございまして。

骨髄ドナー、移植ドナーにつきましては、去年途中で補正予算で置かせてもらったんですけれども、1名の方について骨髄ドナーのほうに移植にご協力いただいたという方が出てきた

ので、その方についての1名分の補助金となってございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 38ページ、39ページの18の1の1、一般寄附金の中のふるさとづくり応援寄附金、4億9,069万1,539円。非常に前年から比べると3倍以上に伸びているということにつきましては、職員をはじめ関係された方々に本当に感謝を申し上げたいと思います。昨日の補正予算で最終的な精算が終わったということで、4,500万円ほど基金のほうに積み立てているようでありますけれども、前年の4億9,300万何がしの寄附金を4億9,069万1,000円ですか、これを精算したときに、経費が幾らで最終的な余りと言いますか、その辺、もう昨日の段階で精算したということなので分かるかと思いますが、その内容をお聞かせください。

まちづくり課長 ふるさと納税の精算ということになります。寄附金がこちらに数字が載っています4億9,069万1,539円というふうになっております。それに対して、今度経費のほうになります。返礼品を含めて報償費が1億5,331万9,015円。需用費のうち消耗品、21万9,167円。印刷製本費、1万6,500円。役務費1億43万5,146円。負担金補助及び交付金、3万円。こちらの合計が2億5,401万9,828円となっております。積立金が1億8,889万1,000円というようにことで、歳出の合計が4億4,291万828円という内容になっております。

それで、昨年予算内で基金に積むことができなかった分を精算として今年度の補正で4,400万を積み立てさせて精算させていただいたというような内容になっています。

以上です。

9番 最後の答えが4億4,000何がしがかかって、最終的に4億4,500万ですか、これを積立てに回したということなんですか。そうすると、最終的な費用というのは2億5,400万ということでもいいんですか。50%ぐらいで収まっているのね、やっぱり。分かりました。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

5番 32、33ページになります。16の2の4ですか、農林水産業費県補助金。この中で、中山間直接支払交付金事業事業費補助金3,707万になっていますが、前年度より150万ほど減っておりますけれども、これは単なる面積が減ったということになるんですか。

農業振興課長 面積、対象農用地の面積の減少になります。

5番 対象農地の面積の減。対象農地というのは、これは毎年変わるんですか。

農業振興課長 毎年度、6月までに申請をしますと変更することが可能となっております。特に減少するのは、農地の転用であったり、あとは対象として管理していくことが不可能という判断等がありますと、変更することが可能となっております。

5番 そうすると、ちなみにこの150万というと、大体どのぐらいの面積になるわけですか。

農業振興課長 急傾斜、緩傾斜、単価が異なっておりますが、10ヘクタール強ぐらいの感覚になります。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 これをもって、一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。説明員は速やかに交代してください。

午前10時54分 休憩

午前10時57分 再開

委員長 会議を再開します。

一般会計歳出の審査を行います。

第1款議会費の読み上げをお願いいたします。

財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第1款議会費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

続いて、第2款総務費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第2款総務費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 58、59ページ、59の一番下、空き家除去事業補助費。成果表の中にまとめがされています。

令和2年度に関しましては、住宅が11棟、付属建物が6棟ということで、トータルで17棟の実績になっているようです。この項目といいますか、この解体の実績ですけれども平成30年度が23棟、元年度が15棟、2年度の17合わせて55棟というふうな数字になっているようですけれども、新しく出た危険な空き家というのもちょっと変なんですけれども、55棟は3年かかって解体されてあるんですけれども、別の物件で増えている空き家、危険な空き家というのはあるのかないのか、お聞きしたいと思います。

住民税務課長 危険な空き家につきましては、約10件ほどございます。それで、そのほかに管理の空き家につきましては、死亡や転出等で増えておりまして、現在全部で留守家も含めまして100件ほどございます。

2番 空き家の数が多いというのは旧学区ごとに私も以前調べていただいて把握していたつもりですけれども、この成果報告書ですけれども、成果というところで、各項目に成果というところがあって、一番最後の文章ですけれども、これは令和元年度と同じ成果の文言が並べられてありましたけれども、住環境の向上が図られた。単年度では図られたと思うんですけれども、やはりまだまだ空き家があるということで、空き家対策事業に関したもののだけではな

いんですけれども、課題という欄が一つ、私としてはあるのかなと思ってこの成果表をずっと見ているんですけれども、こういうふうな成果表の様式というんですか、これを変えることができるのかできないのか、まずはちょっと町長にお聞きしたいと思います。

町長 この成果表を出すことについては決まっているんですが、その様式等については各自治体で多分決まっている、決めていることだと思っております。成果表ですので、その課題というものをここに書くのがいいのかどうか、そこら辺、他市町村の状況を見ながら、課題を書いてしまうと成果にならないというふうな意味合いのことがあるのかどうかということもありますので、そういったところも含めて検討させていただければと思います。

2番 確かに、成果表で100%目標を達成したときは、成果表に書くことは可能だと思うんですけれども、継続する内容ですか、する事業に関しましては、課題を含めて次年度はこうしますよというふうな担当者の意気込みといいますか、コメント、そういうのがあれば次年度につながるのかなと私は思っております。その辺、どうでしょうか。

町長 対外的にも出る成果報告書ということですので、予算を議決していただいて、その行政事務を執行してきたという中で、実際にどういう決算書に表れない細かいところを成果報告書として出すのが今までの成果報告書の例でありましたので、そこに今後の課題という部分を先ほども申し上げましたとおり付けることが成果というふうになるのかどうかという判断もございますので、ここら辺も併せて考えていきたいと思っております。ただ、2番委員さんのおっしゃられるやっぱり職員のやりがいとか意気込みとか、こういうことが実際的にはあるんだよということについては、非常に必要な部分ではあるだろうと思っておりますので、そこら辺も含めてちょっと内容等を検討していきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

4番 66ページ、67ページ。2の1の15。危険ブロック塀等撤去補助金ですけれども、これ、昨年度より増額になっていまして、成果表の中で2件の撤去が実績として上がってきているわけですけれども、あと何件残っているのか。ちょっと忘れてしまいましたので、お願いします。

地域整備課長 危険ブロックにつきましては、レベル3で65件の危険ブロックがあります。その中で特にひどいものというのが6件ありまして、平成元年から令和3年まで4件補助事業で取り組んでおります。さらに補助事業以外、補助事業を活用しないで撤去した方が2件ということになっております。レベル3については、現在61戸、4件減っております。特にひどいものについては6戸から4戸という具合になっております。

以上です。

4番 若干ではありますが、事業的に進んでいるのなど、なかなかそう簡単な問題でもないわけですので、これからも注視して撤去に向けて頑張っていただきたいと思います。

7番 それでは、2の1の7、企画開発費の中のデジタルファースト推進事業。これについて質問いたします。

決算報告の主要な成果報告書を見てみますと、(「7番、ページ数何ページなんですか」の声あり) 60ページ。60ページ、61ページ。2の1の7。見つけましたでしょうか。61ページの下の方ですね、3、デジタルファースト推進室、269万5,000円。よろしいですか、委員長。(「はい」の声あり)

では、この内容について、質問いたします。成果報告書を見ますと、るる研修会を行ったりワーキングを行ったりということで成果が出ていますけれども、この一番下の(3)の成果というところで、年次計画である町デジタル化推進計画を策定したことというふうに書かれているわけですが、この年次計画というのは、我々もすぐ見られるようなそういう状況になっているのかということと、内容はどういうふうに策定されたのか。その辺のところを質問いたします。

デジタルファースト推進室長 内容につきましては、令和3年3月に作られたものですが、ホームページで見られるようになっております。これを作った過程といいますと、令和2年度にデジタルファースト推進室というものが新設されました。どのように進めていくかということがまず私の悩みでも課題でもあったところです。よりどころとして、年次年次の進め方の目標なり目安なりというのがまずスタートするには必要であろうという考えの下、これを策定したところです。近年、デジタル化についてはどの市町村も取り組んでおられるものでありまして、この町の初年度の取組については総務省の先進事例ということで、この取組について国でも認められたということでございます。以上でございます。

7番 ぜひ、2回目の質問として、ぜひじゃなくて、2回目の質問として、主な内容を、まず計画の内容を聞かせてもらいたいわけですが、例えばちょっとそれますが、ホームページで示されているということですが、非常に入っていくのが分かりにくい。どこに出ているのか分かりにくいということと、総務省でまず表彰だかお褒めを受けたということであれば、そういったものをホームページに記載して、すぐそういったものからどういう計画を作成したって、パパッとこう出てすぐ見られるようにできればもっといいんだと思います。我々もこれタブレットを開けばすぐに見られるわけですが、なかなかそのデジタルファーストまで行けないのが現状です、室まで。さらに策定したという内容、まさにこれは探すまでに時間がかかるということではやはりデジタルを駆使した町のPRにはなっていない。だから、そのお褒めをいただいたのであれば、やはりそれは、町の喜ばしいことであるから、すぐホームページにも出して、すぐ入っていけるようにしてもらいたいということが一つと、その策定の内容。もう一度どういった内容になっているのか、主な内容をお聞かせください。

デジタルファースト推進室長 ホームページのヒットの仕方が複雑という件に関しては、うちのデジタルファースト推進室の記事だけではなくて、ほかの課についてもあろうかと思いますので、それは12月1日から新ホームページを今入替えをするということで準備しておりますので、より欲しい情報にアクセスできるような形で今調整、新しく構成を作っているところでございます。

内容につきましては、大きく3点計画の中で示しておりまして、1つ目が市民サービスの向上、地域活性化のためのデジタル化ということで、これについて二、三挙げますと、行政手続のオンライン化ということで、役場庁舎に足を運ばずにいろんな調書を、証明書等、申請できると。マイナンバーカードを使ったり、もっと簡単であればもっと簡単であればマイナンバーカードも要らなくてできたりということを進めたいと思います。あとは、ワーケーションの推進ということで、あゆっこ村周辺のワーケーションなんかを進めたところがございます。先ほど言ったホームページの関係もこの中に含まれております。

2つ目については、行政効率化のためのデジタル化ということを掲げております。行政効率化ですので、内部事務が主になってきていますけれども、今言われていますテレワーク関係の整備なんかとあとは町内ネットワーク、これについても最適化を図る、なんかを例に、目標、具体的施策として上げております。

あと、最後3つ目が地域の安心安全のためのデジタル化ということで、防災行政無線を核としてあらゆるSNSに連携させてより多くの人に安心安全の情報を届けるということと、あとデジタル化を進めるにしてもやはり個人情報の扱いなんかは反面としてより重要になってくるとということで、物理的なファイアーウォールや情報のウイルス対策なんかは当然するんですけども、職員のセキュリティーの意識向上というのはより重要になってくると思います。その辺を強化しながら職員のICTに関する知識を増やしていくということを大きく分けて3つ掲げているところでございます。

7番 大体分かりました。それで、いいですか、町長、次は町長に聞きますので。

まず、この5Gなりこのデジタルファースト推進なり、この行き着くところは町長がよく言っているにぎやかな過疎でしたっけか、いい構想だと思いますけれども、具体的につまりこの3点をやっていけば、具体的にどういうふうなにぎやかな過疎になっていくかというところが、これはまずできたばかりだということを考えればまずはこれでいいと思うんですけども、次の段階として、にぎやかな過疎をつくっていくために、このデジタルというのをこのどういうふうにつくっていくかというのが、そこがまだちょっと見えないわけです。それをどういうふうにつなげていくつもりなのか、これを町長に質問したいと思います。

町長 決算委員会であります。今後のことについて述べさせていただきますが、にぎやかな過疎というのは、と申し上げているのは、町民一人一人がこの町をどうしたらいいのか、どう

していこうとするのかという議論が常にあるというような町ということで、にぎやかな過疎というふうなことを使わせていただいて、もう一つが、人口減少、いろいろある中で、人口を増やすことだけが一つの施策ではないだろうという中で先進的少数社会という言葉を使わせていただいて、マンパワーが減る中でそれを補うのがA Iであったりデジタルというようなものであろうということで、先進的少数社会というふうなことを考えているところであります。

その発展計画の中にあります舟形町の未来予想図というものがあります。その中にはドローンが飛んでいるとか、それから自動運転の車が走っていたりするものがございます。そういったものとか、先ほどありましたいろいろなW i - F iとかそういった通信環境の整備というものと相まって小国川で鮎を釣るとか、農園があるとかというふうな中で自然を生かした中でもいくということで考えているところです。デジタル化の将来性についてはかなり希望はあるんでしょうけれども、具体的に今の段階でどれをこうするという話ではないところがちょっともどかしいところではあるんですが、先ほど申し上げましたとおり3つの項目に分けてありますので、1つは先ほど言ったとおり、何だっけ、何か忘れた。一番最初は何だっけ、町民サービスの向上ということで、若い世代がスマホとかタブレットを使いながら一々役場に出向かなくてもというそういう便利性とか、あと利便性とか、あと2つ目については、町の職員のセキュリティーであったりその環境で事務の効率化を図っているところなどにさらに取り組みやすくすることと、3つ目については町民の安全安心という部分がございますので、その中でやはり今後出てくるべき、6番委員さんからも言われましたけれども、情報弱者というような方々の手だてというふうなこと、やはり人が少なくなってきたときに人で手助けできない部分をA Iのロボットであったり助ける方向性のものがあるのかなと。そのためには5 Gというような大容量の通信手段というのもあるかと思いますので、そういったものを都会と同じような通信環境ができればこちらのほうでもいいのかなというふうに思っていたところです。幸いにもなかなかこちらのほうでは光ファイバーもそうでしたが、都会では優先的に大手の通信会社さんが光ファイバーも設置してくれるんですが、町では町単独で総務省の補助事業で光ファイバー網を設置した経緯がございます。それでローカル5 G、5 Gがなかなか来ないというふうになったときには、昨日も話になりましたけれども、ローカル5 G、通信業者でない、自治体とかが通信の営業許可をもらってするというようなことも本当はやらなければいけないかなと覚悟をしておったんですが、N T Tさんのほうで5 Gのキャリア5 Gを始めていただきましたので、その点は一つ安心する部分もあるんですが、それを使って今後どうするかということについては、町と町の中でしっかりと考えていかなければいけないということで、それについてはN T Tさんと委託契約を結びながらどのような可能性があるかというようなこと、町の課題を踏まえてどういう取組をするか

ということを上げているところです。その中で、一つ、夢的なものとして、自動運転の車、現在デマンドタクシーがあるんですが、さらに高齢化率が上がっていったときに免許返納ということがあると思います。自由に自分の玄関先まで自動運転の車が迎えに来て、病院であったりスーパーとかそういったところに買い物に行けるような、そういう未来が舟形町に来ていただけるようなものも今の段階から少しずつやっていかないとかなり遅れてしまうということもありまして、町のデジタル化推進計画の中にはそういった文言も入れ込んでつくっている状況であります。現実的に今やろうとする部分と、長期的に未来へ夢を語っている部分があるような計画になっております。

4番 66、67の2款1項10号、舟形の中核支援事業。成果表14ページになりますけれども、この金額とかそういうものの質問ではないんですけれども、民間住宅が5世帯、第二町内に建設していただいて、大変本当にありがたいなという思いでおりますけれども、1つ気になるところがございまして、あそこ1人の住まいなんですけれども、どういうわけか週末になると県外ナンバーなんですけれども、住宅の前に路駐されておりました。大分あったんですけれども、この頃見えなくなりましたけれども、これは森駐在の所長さんとお話しさせていただいたときそういうことがあるからちょっと啓発活動してくださいとお願いを私がしまして、それからはないようなんですけれども、これから降雪期に入ってくるわけですが、間違いなくあそこに1台停められただけでも除雪ができないという状況が生まれる可能性がありますので、そこは駐在さんと密に相談しながら、町のほうでも動いておかないと、いざ置かれたら除雪できませんでしたではちょっとお話にならないので、今のうちに町としても住居している方々に路駐はしないでくださいという啓発活動はしていただきたいと思いますが、その辺どういうお考えでしょうか。

地域整備課長 ご指摘ありがとうございます。状況を注視しながら除雪に支障がないように啓蒙普及したいと思います。

以上です。

4番 あともう一つですけれども、あそこ、角のうちの鈴木さんが今住んでおらっしゃられません。おじいちゃんが亡くなられて、おばあさんが今施設のほうにいるわけですが、あそこの角の松の木が本当にあれがあることによって物すごい見づらいんですよ。事故もあったようなお話も伺いましたけれども、できれば持ち主というか、相続人、福島かにいます。あとおばさまのほうではこっちの地元にも、新庄のほう、鮭川のほうにもおりますけれども、できればあの松の木を撤去していただければなお一層ありがたいなという思いがあるんですけれども、その辺についてはどのように。

地域整備課長 現場状況を確認しながらどういう状況かまず調査して、関係者の皆さんと相談しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

4番 よろしくお願ひしたいと思ひます。こっちから行くと、こっちの役場、役場じゃない、公民館のほうから行けば右折になるわけですけども、そのときが本当に見づらいというものがありますので、現場を確認してできるものであればよろしくお願ひしたいと思ひます。

1番 58ページの2の1の6のまちづくりの推進の備考欄の3の地域おこし協力隊事業、5万円でありますけれども、今回Wi-Fiルーターのほうを解約したのか、なしにしたと言ひましたけれども、これ使用料及びではなくて、消耗品というのは何の消耗品なのか、教えてください。

まちづくり課長 これにつきましては、年間通じて協力隊の募集を行つています。あと、いろいろな会場、あとはそういったところでもチラシをつくったり、そういったこともありますので、協力隊の募集に関わる消耗品といった内容になっております。

1番 元年度には、消耗品とかは載つていなかったもので、ちょっと聞いただけでありますけれども、今年度、まず新しく地域おこし協力隊として1名就任されましたけれども、今レストランという形で営業しているようですけれども、引き続き地域協力隊を、今コロナ禍で成果表を見ると感染症の影響もありホームページ等で募集等は行つていとありますけれども、この募集方法について、ホームページとか、そういう公告だけなのか、それとも東京とかで何か地域協力隊を辞めた方が地域と協力隊を結ぶような事務所みたいなのを開設したような記事を読んだときありますけれども、そういう、今回は新庄の方ということであれですけれども、やはり都市間、4大都市でコロナ禍の中、やはり仕事等も多分なくなつてゐる方が結構いられると思ひますけれども、そういう呼びかけとともに、そういう協力隊を辞めた方が立ち上げた企業みたいなのがありますので、そこに相談すると何かマッチングとかしてくれるような記事、ちょっと読んだときありますけれども、そういうふうにもうちょっと協力隊がいればいいのかと思ひますけれども、そのホームページ等以外で何かこうもって呼び込むための施策とか考へてゐるのであればその辺教えてください。

まちづくり課長 ホームページ以外としては、法務省の地域おこし協力隊の募集サイトがあります。そちらのほうでも募集しているんですが、あとはやはり移住相談、最上地域、または県でこれまで東京のほうに会場を設定して移住相談とかをしていたんですが、昨年はちょっとコロナでできなく、ウェブ会議とかになつたんですが、そういったところでも募集相談、募集をかけたり、移住の相談、地域おこし協力隊を含めた移住の相談を受けているところです。今後地域おこし協力隊の募集については、引き続き町ではやって、現在やっておりますし、引き続きやっていきたいと思ひています。成果表のほうにもありますように、やはり舟形町に来ていただいて、せつかく来ていただいたのであればこの3年間のうちに定住といった可

能性を探していただきたいなと考えているものですから、成果表の中に（２）というところに募集内容で４つのテーマと最後にテーマフリー型といったことで、舟形町で３年後定住したときに生活していけるというのは、収入を確保していただけますよといったモデルを作って募集内容を掲載しております。そういったことを含めて今後ホームページ以外のほうでも引き続き募集してまいりたいと考えています。

以上です。

１番 まず、今回の協力隊は、まずテーマフリー型という形でして、今レストランもしているわけですけども、これがまず３年間という期間の中で、起業を目指すようなもので進んでいった場合ですけども、例えば町長がこの間行って起業するという話、近々起業するという話をしましたけれども、この企業してしまうと地域協力隊としての立場と企業した場合のことを考えると、もし起業するとなってしまうと、地域協力隊ではなくなるのではないのかなと思ひまして、それが３年後の起業だったら分かるのですけれども、この間町長は近いうちに起業するという話をしたんですけれども、それは起業した場合はやはり地域協力隊がゼロになると思ひてよろしいのか、その点お聞かせください。

まちづくり課長 現在の協力隊、今いらっしゃる協力隊については、近々起業したいという目標をまずは持っていていただいているということで、それが現実になるかどうかは、今大変にぎわっております、おかげさまでにぎわっている状況ですので、今年度の１年間かかって来年するのか、来年もう１年して再来年するのかというのは、協力隊の方の考え方になってくると思うんですが、１つご質問の中で、起業した場合に協力隊になるのかといったところについては、起業された場合は協力隊は卒業していただくというようなことになると思ひます。ですので、町は今後も引き続き起業目的、これは協力隊の目的の一つですし、あと定住目的、これも協力隊の一つですので、引き続き協力隊を募集してまいりたいと考えているところで

５番 64ページ、65ページになります。２の１の12、交通安全対策費。65ページのこの一番下のほうに交通安全対策推進協議会補助金50万円というふうになっております。これは元年度の決算を見ますと、これ推進協議会のほうには10万円、それから安全協議会舟形支部のほうに20万、母の会のほうに20万というふうになっておりますけれども、これ全部ひっくるめて50万にしたと、こういうふうなことでよろしいんですか。

住民税務課長 決算書上は交対協のほうに50万というふうになっておりますが、中身につきましては、委員さんおっしゃるとおり交対協10万、母の会10万、安協舟形支部、すみません、母の会20万、安協舟形支部が20万という、昨年と同じ内容に、一昨年と同じ内容になってございます。

５番 安協の舟形支部それから母の会というの、これは別団体じゃないんですか。同じ団体なん

ですか、全部。

住民税務課長 別団体になってございます。ただ、交対協の組織員ということで、交対協のほうへ伝票、補助金のほうを出しております、そのまま母の会と安協舟形支部のほうにおのの20万ずつ補助金を出しているような状況になります。伝票自体は直接おののの口座に入金になるように手続をしているところであります。

5番 おののの団体に入金になるようにしていればそれで結構なんですけれども、元年度までこういうふうに別団体というふうなことで分けて補助金を出していたわけです。これをまとめてしまうと、非常に使い勝手が悪いのかなと私思ったから質問したんですけれども、口座、それぞれの団体に振り込んでいるということであればそれでいいのかと思います。

その件につきましては、前に交通安全母の会の前会長のほうから、増額の申出があったときに、交対協そのものに全体としていただいて、各、そこで分配したほうが一々補助金の増額を1つの団体からもらうよりは、総額で変わらずそこから分配したほうが使いやすいということで、全体的にまとめようという形になったということでございます。

2番 じゃあ、私も今と同じ項目の交通安全対策事業について質問いたします。

成果表の中の最後のところで、令和2年度は6名の負傷者数というふうな数字が書かれています。これを前からちょっと振り返ってみますと、平成30年度が23名、元年度が13名というふうなことで、毎年減少していきまして、大変活動の成果は出ているのかなと思っております。これに付け加えてですけれども、前の別の議会でもちょっと質問したことあったんですけれども、今現在お年寄りが乗る電動車椅子っていうんですかね、シニアカーっていうんですかね、あれが増えてきていまして、町内会から申込みがあれば講習会を行いますよというふうな、当時の答弁がありました。私の住んでいる地区は、やはり普段家の周りを見ても、自転車の数よりもそのシニアカーっていうんですか、お年寄りの乗る車が大変多く目立っているのが現状です。私日中今家にいるようになってから、お年寄りが1台路肩から落ちていってシニアカーをパーにしたという事例が1件ありました。今年度は、これも町道の路肩から落ちていって、幸いけがはしなかったんですけれども、シニアカーを少し壊したというふうな内容がありましたので、ぜひ役場、当局のほうからですけれどもこういうふうな案内をして、新しく乗られるシニアカーの初心者マークというんですかね、そういう方もいると思いますので、ぜひそういうふうな計画をお願いしたいんですけれども、その辺の考え方をよろしくちょっとお聞きしたいと思います。

住民税務課長 シニアカーの初心者マークについてはちょっと今後検討させていただきます。講習等につきましては、実質指導していただく部分は舟形町駐在所さんになるかと思うので、所長さんのほうとちょっと相談しながら少し検討してまいりたいと思います。

2番 ぜひ、耳、目、完全に見える高齢者の運転者だったらまあまあいいんですけれども、耳も

なかなか聞こえないとか、そういうふうなので大変危険なのではないかなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。答弁は必要ありません。

1 番 58ページの2の1の6、先ほどの地域おこし協力隊の件ですけれども、先ほど起業はいつするかわからないという状況ではありますけれども、ちょっと確認だけなんですけれども、例えば今現在は協力隊としてやっていると。その施設は観光、観光のほうの状況であって、売上げ等は観光協会に行くのかなと思うんですけれども、そこで使用しているパートだったりアルバイトさんの給料的なものは、協力隊の人が支払うのか、観光協会で支払うのか、ちょっとその辺お聞きしたいのと、あとは、先日私も食べに行きました。そのときに下のマッシュルームスタンドの従業員の方がお手伝いに来ているふうに思えたんですけれどもその給料的なものとか、どういう形があるのかと、あとはもう一つセンターハウス内の鮎焼きをやっているようなんですけれども、それは観光協会にその使用料を支払っている状況でやっているのか、ちょっとその辺……。

委員長 1問1答で。

1 番 じゃあ、前の方のやつだけ、お願いします。

まちづくり課長 質問のラ・テールというところで働いているスタッフの方の給料といったものなんですけど、それについてはこの前の物産協会さんと打ち合わせというお話を伺ったところ、ラ・テールの売上げのほうからお支払いするといった考えでいるようです。ですので、協力隊の方が支払うというものでは今のところありません。

委員長 1番委員、この決算の、あまりこう、飛ぶような質問はできれば控えていただきたいと思います。

1 番 では、違うほうにいきます。

これは60ページの2の1の6の備考欄の除雪機購入補助金ですけれども、昨年度は、30件の2件が高齢者除雪サービスのほうに使用されて、今年度が24件ということだったんですけれども、この助成について、昨年度購入、場所、購入する場所が町内ということだったんですけれども、事務所を置けば町外業者も入っているような状況であって、今回の24件に対してはその町外業者が入っているのか、その点。町外というか、舟形町に事務所を置く形であるようなかいが、分かる範囲ですけれども、それがあつたのかないのか、お聞きしたいです。

まちづくり課長 主要な成果報告の24件につきましては、昨年は町内に事務所を置いている事業者からの購入というふうなことを条件でさせてもらっています。町内。

委員長 暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

委員長 再開します。

まちづくり課長 昨年、先ほど申し上げましたが、昨年のこの24件については、町内に事業所があるといったことを確認できれば、町内業者から買った人というふうな条件を付けています。

1 番 その内訳のうち、本当の町内の業者と、たとえば連絡先を置いた、例えば町内で業者を持っているのが何件で、町外で事務所もしくは電話を置いた場合の比率というか、その辺、分かれば教えてください。

まちづくり課長 申し込みの内容を見てみますと、町内に事務所を全ては置いてはいるんですが、本社が町外であって、営業所を舟形に置いているといった事業所が1件あります。あとの3件、すみません、私ちょっと今手元に詳しい資料ない、あと3件は町内に事務所並びに営業所があります。あとうち1件は先ほど言いましたように、町外に本社を置いて舟形に営業所並びに支店を置いているといった事業所がありました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5 番 それでは、61ページになります。61ページ、地域づくり支援事業。この中の、地域づくり総合支援事業補助金。65万9,000円になっております。成果報告書を見ますと、交付団体が9団体あるようですけれども、この9団体がそれぞれにどのようなソフト事業を展開しているのか、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長 9団体の地域づくり総合支援事業の内容についてです。

1つは、おさいとう、地域の行事等がございます。もう一つは納涼祭、芋煮会あとは地域のレクリエーション、スポーツレクリエーション的なものだと思います。オリンピックといったものがあります。あとは神社等の除草散布、あと町道の草刈り、水害ごみ撤去、あとは避難訓練等にも該当させた町内会もあるようです。あとは、地域のスポーツレクリエーション、介護予防教室、グラウンドゴルフ大会、あと地区で言いますと花火大会にも使用されたというところで、大体大まかに言いますと、地区の行事、あとは行事、イベント、あとはイベント等のコミュニケーションづくりが多かったというふうに感じています。

5 番 これによりますと、9団体で65万9,000円、上限10万円ですからそうなのかなと思いますけれども。例えば今言われたような様々な事業ありますけれども、1つの団体で、1つの事業じゃなくて2つの事業をして上限10万円というふうなことは可能なんですか。

まちづくり課長 活動が2つであっても、事業の目的、それを一くくりにして、例えば私の町内会でありましたら、富田いきいき活性化事業とかというようなことでビアガーデン、あとはその他防災訓練とかそういったものに10万円を使うというのはこちらでは可能というふうに見えています。

委員長 ほかに質問を予定されている方は。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前 11時55分 休憩

午後 0時59分 再開

委員長 会議を再開します。

午前に引き続き総務費の質疑に入ります。

9番 ページが52ページ・53ページです。2の1の1の53ページの9の委託料の一番下、顧問弁護業務委託料73万5,047円の金額ありますけれども、まず顧問弁護士の活用方法です。というのは、相談あるときにのみ相談やってるのか、要するに基本的な顧問弁護士料払ったほかに案件ごとに別途支払っているのか。また、相談内容というのがもし提示できるのであれば、こういった内容を相談しましたということが、もしこの場で言える、発表できるようであればお願いしたいなというふうに思います。

総務課長 顧問弁護士委託料につきましては、定額でお支払いをしているということで、件数が増えれば増額なるというものではなくて、まずはこの金額でいろんな相談に応じていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

どのような相談を弁護士さんのほうにしているのかという内容で知り得る範囲で御紹介しますと、昨年度ひだまりの宅地分譲がございまして、いろいろと契約の段階で登記をかけたりとか、登記についても、最近では住宅メーカーさんを介してという契約の場合もあると。さらに、資金を借入れする上で銀行さんとのやり取りもあるという様々な契約関係での詳細について御相談申し上げたということがございますので、御紹介申し上げたいと思います。

以上です。

9番 国全体が本当に訴訟合戦のような状況下でありますので、やはり石橋をたたくということも含めて、こういう顧問弁護士というものは有効に活用して、大きな事件が発生しないような対応をお願いしたいと思います。答弁等、町長ありましたらお願いしたいと思います。

町長 これは私が町長になってからお願いした制度であります。やはり我々が訴えられる当事者となるということもありますし、行政手続上で、その判断が必要になってくる場合がございます。そういったときに、やはり明るい弁護士さんということで現在の古澤弁護士さんをお願いをしている状況でありますので、そういったことをしっかり、石橋をたたいて渡って行政運営に当たっていきたいというふうに思います。

2番 60・61ページ、午前中にも一部質問ありましたけれども、成果報告書の7ページになります。除雪機購入費補助金、当初予算が200万円に對しまして246万円ということで大変いい事業なのかなと私も思っております。これの目的を見てみますと、町内の除雪機販売会社を支援するということからスタートしたのかなと思いますけれども、この成果の中で地域の除雪力とか冬期間の安全安心な生活を維持できるようになったというふうなところがあります。

けれども、これを一部、例えば1台当たり上限が20万円というふうな数字が書かれてありますけれども、少し見直しするという考えはあるのかどうなのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 この事業につきまして、一部上限の見直しあるのかという御質問なんですが、上限の見直しといったところは今のところありませんが、今年の3月に御質問いただいた内容で、同じ舟形町であっても積雪量が全然違う地域があるといったこと、それも踏まえて要綱も全体的に3年度においては見直しをかけるといった町長の答弁にもあったと思うんですが、まず一つが、上限については、今のところは基本的には上限10万円といったところが基本、失礼しました。1台当たり10万円、最高で20万といったところは今のところ同じです。

ただ、積雪によって、地区によって積雪がまるっきり違いますので、そこについては3年度において要綱を、内容を変えて改正しているところです。以上です。

2番 今、課長からも答弁あったように、3月の定例会で私のほうから質問した内容ですけれども、やはり町内で、町内で今現在5か所ですか、積雪量を調査しまして、例えば令和2年度ですけれども、舟形本町の平均積雪量が84センチです。一番多いのは西又地区で177センチの平均ということで、差が93センチあります。当然、除雪機を買いたいという住民は能力の、性能の大きいやつを買うと、買いたいというふうな頭も当然出てきますので、ぜひ地区ごとに積雪量に応じて補助金の内容を検討いただいて、その地区に合った補助金が、買えるような制度に、ぜひ見直しをしていただきたいと思いますけれども、その辺の考え方、もう一度確認したいと思います。

まちづくり課長 3年度に、要綱につきましては、やはり一番町内で積雪が多いといった御意見をいただいて、多いところがあると、町内において差があるといったところの御意見をいただいて、3年度において改正しております。

あとは町内、午前中に1番議員さんのほうからあった町内・町外の業者さんの購入については、3年度からは町内外の業者さん関係なく、どこからも購入は可能というふうに内容を改正しております。以上です。

2番 大変いい事業だと私も思ってますので、もう一度目的のほうからですけれども、販売会社と住民の全て有利になるような制度の目的に、ぜひ改定をよろしくお願ひしたいと思います。答弁は必要ありません。

7番 それでは、58ページ、2・1・6のまちづくり推進費の59ページの空き家対策事業、5の空き家対策事業、主要な成果報告書の6ページです。

この制度、私も他町村に友達いますけれども、こういう制度があつて随分成果が上がっているというふうに言うと、非常にいいことやってるねと言われる施策ですけれども、まずこの内容の中に申請者数12人、括弧書きで住宅11棟と附属建物6棟という案内がありますけれども、この1,146万3,000円というお金、これは申請に対してほとんど100%に近い形でなってる

わけです。申請が上がった後、多分諮問されるんだと思うんですけども、ほぼ100%ということで、そこはいいことだと思うんですけども、申込みというか相談件数ですね、私が注目したいのは相談件数、これで何件の御相談、あるいはどういう相談を受けてこういう結果になってるのかなということで、相談について、どのぐらいの件数があるのか、どういう内容なのか質問いたします。

住民税務課長 昨年度、御相談いただいた件数につきましては、おおむね解体しているような状況でございます。そのほかの相談につきましては、今年度のほうで今のところ4件ございまして、それも昨年度来から御相談ありました件数になってございます。そのほかの御相談については、今年度は1件あるそうです。

7番 そうしますと、この成果報告書の内容を見ますと、まず相談されれば、ほとんどが要望に答えているという内容でよろしいのでしょうか。つまり、相談されている段階で、ちょっともうこれは無理だなという案件ははじいてしまっているのかなというふうな印象があったんですけども、ほとんど相談受ければそれなりに成果が出ていると、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

住民税務課長 要件のほうに町税もしくは公共料金に未納がないという要件等もございまして、当然未納があれば残念ながら自費で解体していただくということになりますので、昨年度、未納により補助金の申請を受付けていないというケースはなかったかと思います。

あと、もう一つ危険空き家という判断につきましては、県の基準判断表がございまして、それをもって担当者がチェックをして、ついた点数によって、それでもちょっと変わってくるかと思いますが、おおむね危険である100点以上、もしくはそれに近い75点という点数がつきますので、その点では申請を却下した部分にはなかったと思います。

7番 そういう事業展開であれば、すばらしい結果なのかなというふうに思いますけれども、さらに言うなれば、これは危険空き家の撤去にとどまらず、そこに新しい定住者に来ていただくことが次なる目標なのではないかなというふうに私は思っているんです。そういったことにつながったケースというのは、この12件の中にあつたのか質問いたします。

住民税務課長 昨年度の12件については、ございません。ただ、その前に1件、あと今年度、多分1件、解体して新築なされているかと思います。

2番 すみません。最後なのかなと思って今手を上げたんですけども、コロナ、新型コロナウイルス感染症対策で一つ質問いたします。74・75ページになります。成果報告書の中は24ページになります。

小中学校給食事業のコロナ対策というふうなところで40万2,645円執行なってます。この内容を見ますと、県産和牛の消費の落ち込みをバックアップするという内容のようですけども、子供たちにとっては大変いい、ビビンバ丼ですか、100グラム1,000円を充当したという

ふうなコメントが書かれてありますけれども、これの給食の内容について、少しお聞きしたいと思います。

教育課長 こちらの今回の補助金につきましては、記載のとおり県産和牛の消費回復支援という名目で県の生産者に協力するという名目での補助事業に手を上げたという形になります。

給食の内容ということですが、メインディッシュとしましてビビンバ丼なんですが、和牛を使いましてビビンバ丼を提供したわけですが、それ以外の副菜とか汁物については、その当日のメニューを把握しておりませんが、牛乳とか、毎日提供する給食のメニューとして献立の中での1品としてビビンバ丼を提供したいということになります。以上です。

2番 子供たちにとっては、大変おいしい給食を食べることができてよかったのかなと思います。

ただ、私が質問してるのは、100グラム1,000円のお肉を食べたかどうか、副食がどうか、何かを食べたかというふうなところじゃなくて、何で子供たちがこういうおいしい給食を食べれるのかという説明を当時したのかどうかですね。コロナ対策で牛を飼っている人が困っているんで、おいしいお肉を国とか県のおかげで食べれるんだよという説明をして食べさせれば、なお子供たちのためになるのかなと思って質問したところでしたけれども、そういうふうな状況を教えていただきたいと思います。

教育課長 給食の献立につきましては、献立メニューのほうの提供も保護者のほうにしておりますけれども、時折テーマをもった給食の場合には、その際農家さんの情報ですとか感謝の気持ちを持っていただけるような指導を常々行っております。

この県産和牛の件につきましても、単価100グラム当たり1,000円という金額まで周知したかは分かりませんが、こういった趣旨で取り組んで山形牛のメニューを提供したということで、その趣旨についての説明は周知しているというふうに考えております。以上です。

2番 そういう説明があれば大変いいのかなと思いますけれども、でしたら成果の中に、子供たちにこういう説明をして子供たちから理解してもらったとか、そういう言葉が1行あれば、なおよかったのかなと思っております。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 成果報告書の7ページの中に、先ほど2番委員が質問したときに、課長の答弁の中で業者はどこから買ってもいいような、例えば新庄とか山形とか、どこから買ってもいいという発言があったようなんですが、間違いはないでしょうか。

まちづくり課長 3年度においては、そういうふうに要綱を改正しているというような答弁でした。2年度については、町内業者というふうに限定していたところです。

4番 そうしますと、2年度は町内業者、成果報告に書かれた「町内の販売促進及び……」という、この文言がきいてくるのかなと。

ただ、3年度はこの文言はなくなるということで、やはり私も前から思っていたんですけれ

ども、10万円してもらおうの大変ありがたいんです。町から。ただ、それを販売するところを縛ってしまうと、その10万円をかさ上げしてほかのところから買ったのと何ら、10万円の意味があるのかなということが大変危惧されておりましたので、課長が3年度からはどっから買ってもいいと。であれば、みんな競争していただいて、町民がよりよく生活するための安定したこういう補助になると思いますので、確認でしたけれども、3年度からはそういうふうなことだということなんで安心しました。

まちづくり課長 2年度の経過を踏まえまして、3月の議会での御質問も踏まえまして町長とも相談して、もともとこの補助事業は国の経済対策を受けて始まった補助事業でありました。ですので企業、町内企業の促進という、販売の促進といった目的を併せて、地域の生活環境の向上と併せて町内業者さんの販売促進をうたわなきゃいけなかったんですが、3月の質問等もいただきまして町長とも相談して、本来の地域の生活、雪を乗り越えなきゃいけないというところに主眼を置かなきゃいけないんじゃないかということで3年度から改正させてもらった内容のものです。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 すみません。ちょっと確認なんですけれども、ページ数で言います。76ページ・77ページの2の1のところの備考欄の一番下の(4)備品購入費ということで、成果報告書の29ページかな。その上、頑張れ特産企業ですね。16の。成果報告書の29の備品購入費のうちの小型高温高圧調理器と鮎焼き機購入事業とあるんですけれども、これは以前言った数台の鮎焼き機なんのでしょうか。金額がもうちょっと高かったようなイメージだったんですけれども、これが何台分の金額のやつなのか、ちょっとそこだけ確認します。

まちづくり課長 備品についてなんですが、1つが、小型高温高圧調理器については1台購入しています。次に、鮎焼き機については5台を購入しています。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第2款総務費について質疑・審査を終結いたします。

第3款民生費を審査いたします。

読み上げをお願いします。

財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、3款民生費の質疑に入ります。質疑のある方はお願いします。

7番 それでは、102ページ・103ページの3・3・1災害扶助費の災害弔慰金なんですけれども、これは弔慰金として500万払ったということの理解でよろしいのでしょうか。質問いたします。

住民税務課長 委員おっしゃるとおり、弔慰金として500万円の支払いをしてございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 92・93ページの3の1の3老人福祉費、昨日の補正予算の中でも一部質問があったと思うんですけども、老人福祉事業の緊急通報システム設置事業というところで17万6,600円執行されていますけれども、まずはこの具体的なシステムの仕組みを一度教えていただきたいなと思います。

健康福祉課長 ただいまの緊急通報システムについての御質問でありますけれども、こちらにつきましては、要件としまして65歳以上の一人暮らしの方で身体上病気などがあって日常生活を営んでいく上でちょっと心配だということで、こういう通報の連絡をとる機器が必要だと認められた方というふうになっております。

こちらにつきましては、そういった要件を考慮しまして、一人暮らしの方に民生委員の方が入っていただきまして、あとは一人暮らしの方の家族、離れて暮らしている家族であったり、あとは近所の親戚の方であったりとか支援をしてくださる方に入っていて協議をしていただきまして、必要だというふうになりましたら申請をしていただいて、NTTのほうから取りつけていただく。

電話回線でつながっておりまして、ボタン、ちょうど防災無線の戸別受信機ぐらいの大きさの器械が1つと、あと首からかけるペンダント型のボタンが1つ貸し出しになります。ボタンを押すものについては、電話機のそばとかに置いてもらって、具合悪くなってボタンを押すと、そのまま消防分署のほうにつながると。そうすると向こうで、どうしましたかというふうな用件を聞いて、その症状に応じて救急車を出動させたり、いろんな対処をしていただくという形になってます。

あと、ペンダントのほうは首からかけていただいたりして、戸別受信機ぐらいの大きさの、設置してないところで具合悪くなった場合には、そのペンダント型のボタンを押していただきますと、同じく消防本部のほうにつながりまして対応をしていただけるということになっております。

設置費については、1割を個人負担していただきまして、あと月々の通信料、電話料についても個人で負担していただくという形になっている仕組みでございます。以上です。

2番 分かりました。今のペンダント式の通報器ですけども、これはあれですよね、当事者が押さなければ消防署のほうに連絡が行かないということですよね。例えば突然倒れて、外で、例えば畑仕事していて倒れたというふうなところは、その端末から何メートルぐらいの範囲とかっていうふうなエリアはあるんですかね。

健康福祉課長 すみません。はっきりした範囲は把握しておりませんが、外というよりも室内での利用になると思われます。

2番 分かりました。この中で昨年度は新規取付け手数料ということで3台ですか、新たに3台の高齢者がこのシステムを利用しはじめたというふうな内容だと思います。

あと、通報システムの端末購入2台というところで、3台・2台ということで、私のイメージでは3台・3台で同じ数字になるのかなと思って見ていたんですけども、その辺もちょっと教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 2年度の決算上は2台購入しております。昨年、昨年というか2年度につきましては、2台を設置しております。今年度につきましては、既に3台設置しております。先日の補正で要求した分でこれから3人の方、申請が来られておりますので、前日の補正の予算で対応したいというふうに考えてます。

委員長 暫時休憩します。

午後1時34分 休憩

午後1時34分 再開

委員長 再開します。

健康福祉課長 すみません。台数につきましては、在庫がありましたので、その分で3台の新規取付けをしております。購入したのは2台ということでございます。

委員長 ほかにありませんか。

4番 同じく92ページ・93ページ、3の2の3老人福祉事業の中の第一番下段、老人いこいの家管理事業の中に修繕料15万8,400円とありますけれども、これは何を修繕したのでしょうか。

健康福祉課長 この修繕料につきましては、大広間に設置しておりますエアコン2台の修繕というふうになっております。

4番 エアコン2台ということで大変あそこ、老人クラブとかいろいろ活用する方も含めていろんな活用をしているわけですが、一つお願いというか提案なんですけれども、やはり年齢がいくとともに膝が弱ってきて、なかなか低いところに正座なり、座るのが大変苦痛になっているような状況が見受けられます。できれば小さい椅子というか、お寺とか公民館にありますけれども、高さ的に低い椅子があるわけですが、そういうものを設置していただけないでしょうかということを提案させていただきます。

健康福祉課長 清流荘の大広間につきましては、高齢者、主に百歳体操や介護予防教室などでの団体の方に利用していただいております。必要な備品などについては、いろいろ相談をその都度していただきまして、用意できるものは用意したり貸し出したりしているところでございます。今、4番議員さんからあったようなことが必要であるとするならば相談をしながら、利用者さんと相談しながら、また上司とも相談しながら検討していきたいというふうに考えます。以上です。

4番 ぜひ利用者と相談していただいて、そんないっぱいじゃなくとも何人か、10人集まれば3人か4人、そういう方も見受けられますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第3款民生費について質疑・審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

説明員は速やかに交代してください。

午後1時38分 休憩

午後1時40分 再開

委員長 会議を再開します。

第4款衛生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第4款衛生費の質疑に入ります。質疑ある方は挙手をお願いします。

1番 ページ数は106ページの5の健康増進事業の右側の備考欄の一番下、先ほどの骨髄移植ドナー助成事業補助金なんですけれども、先ほど1名という話でしたけれども、これは参考までに、このドナーで助成されて、医療的なものってどのぐらい1人かかるのか、どの程度の補助なのか、ちょっとその点お聞かせください。

健康福祉課長 骨髄移植ドナーについてでありますけれども、これは医療的なものということではなくて、骨髄移植の型が合うかどうかというようなことで、合う型、型が合った場合はドナーとして自分の骨髄を提供しますよと、あらかじめ提供していた人について、治療が必要な人と型が合ったので、あなたがドナーとして合ったので、病院に行って骨髄を採ってきて分けるという流れの中で仕事を休んだりして、提供のために病院に来てもらった方に1日当たり2万円で7日間(上限)というようなことで、それぐらい検査をしたり、あと骨髄を採ったりするのにかかった日数ということで1日当たり2万円で7日間(上限)ということで14万円の支給という形になっているものです。

委員長 ほかにありませんか。

2番 110・111ページです。まずは、4の2の2の清掃総務費のごみ処理実績というところで、すみません。成果表の64・65ページのごみ処理実績というところで、成果のところは1人当たり1日ごみがどのぐらい出たよというふうなまとめ方をしていただきまして、まずはありがとうございます。

隣のページの65ページのリサイクル推進事業費の中で、先日の全員協議会の中で資源収集の中で瓶類ですね、今現在、色別で区分して、皆さんが分別して出しているんですけれども、これを瓶は瓶で一まとめにしてこれからするよというふうな説明がありましたけれども、これはほかの町村で瓶は瓶で一まとめで出しているところがある、最終的にはリサイクルセン

ターで分別しているというふうな説明だったと思うんですけども、これでまずは間違いありませんか。

住民税務課長 主な成果報告書の65ページ目の瓶類につきましては、あくまでも各町内会、子ども会で回収した瓶の収集量になってございます。先般の全員協議会で説明した部分につきましては、委員さんおっしゃるとおりになります。

2番 各個人が各町内の瓶・缶の資源回収のところに瓶は瓶で出した総計が、ここの「びん」って書かれてるところの26.86トンだと思うんですけども、この中に今度は識別されないで瓶は瓶の一まとめで来るというふうな内容でいいんですよね。

住民税務課長 説明足らずですみません。65ページの瓶につきましては、あくまでも子ども会とかそういった部分で収集された瓶の数量になりまして、先般説明した部分につきましては、成果報告書の64ページ目のほうのいわゆる生活系資源ごみ、ペットとか缶とか全て入っておりますが、そちらのほうでカウントされるようになってございます。

2番 すみません。分かりました。

質問の趣旨ですけども、この左側の燃えないごみというんですかね、瓶のほうですけども、瓶にもリサイクルできる瓶と一回きりの瓶があるようです。最終的には、このリサイクルセンターで分別してリサイクルセンターの収入になるかと思うんですけども、分別することによってコストアップにつながって収益が減少しないのかなというふうな心配で、1点確認したいと思います。

住民税務課長 リサイクルプラザで分別された瓶につきましては、最終的には、その売上げにつきましては、分担金から各町村で出している分だけ減るという形になっております。

例えばの話なんですけれども、瓶を回収しまして、中にたばことか入っていて商品価値にならないものが多くなれば、今ですと売ってるという状況ですが、逆にお金を出して処理していただくというふうな形になりますので、極力洗ってきれいなものを出していただくということで、今回の周知についても、その部分を入れたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第4款衛生費について質疑審査を終結いたします。

第5款労働費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第5款労働費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第5款労働費について質疑審査を終結いたします。

第6款農林水産業費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第6款農林水産業費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番 それでは124ページの6・2・1の林業振興費の中の緑豊かな森林環境づくり、主要成果報告書でいいますと80ページの中の、この事業内容の中の長尾町内会と町の共同による念仏の松の保全事業11万8,000円というふうに書かれてあるわけですがけれども、これは収入で私質問した森林環境税、前倒しでというやつがここら辺あたりに使われているのかなというふうに思うんですがけれども、質問の主題はそこじゃないです。この長尾の念仏の松の保全には11万8,000円が使われているわけですがけれども、県指定の親杉、富田、これは県指定の文化財になつてると思うんですがけれども、そういったものの保全には使わないのかと。ここに載っていないものですから。何か話に聞くと町内会の人たちが、県指定にはなっているけれども、保全は町内会の人たちが保全しなくちゃならないなんていう話も伺いましたので、そういったことにこういう予算を使うべきなのではないかという質問でございます。

農業振興課長 まず、初めに譲与税のことに最初触れていただきましたが、それらとは全く別の事業でございまして、山形みどり環境税の使い道の事業というふうな形になります。

それで富田の親杉の保全のことについてですが、こちらの長尾地区の念仏の松事業のことをまずお話しすると、長尾町内会で自ら保全活動を行いたいということで、こちらのみどり環境税の事業を使いまして保全の定期的な部分を支援していただきたいというふうな事業の内容となっております、その内容を県のほうに計画を出し、みどりの県民会議というところで採択、ポイント採点されまして採択されて、こちらで事業を実施しているという状況になってございます。

富田の親杉の事業につきましては、事業で計画を、地域のほうで保全をやりたいということで御相談いただいて、計画がつくれればそちらの事業を使うことはできないんですがけれども、そういった要望いただいておりますので、こちらで実施していない状況になっております。

委員長 暫時休憩します。

午後1時56分 休憩

午後1時56分 再開

委員長 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

2番 116・117ページの4番、備考欄の4番ですね、農道維持補修事業410万4,574円、この中で原材料費ということで敷き砂利ですね、敷き砂利に関しましての砂利、原材料なんで砂利本体だと思っておりますけれども、46万6,598円ですけれども、昨年度敷いた内容が20集落で108立

米に実施されているようです。これを割り算しますと4,320円（1立米当たり）、令和元年度が3,758円（1立米当たり）でした。そうすると562円値上がりしてるんですけども、この認識は持っておられたでしょうか。質問いたします。

地域整備課長 大変すみません。資料届いてませんでしたので、後で確認してお伝えしたいと思います。以上です。

2番 同じ原材料、敷き砂利の話ですけども、平成30年度、これの原材料費と敷いた立米ですか、それで割ると平成30年が3,690円になるようです。令和元年度が3,758円、令和2年度が4,320円ということで562円上がっているのは、業者さんは同じなのか、その辺も含めて後でよろしくお伝えしたいと思います。

委員長 2番委員、これは口頭で、資料で……。〔口頭で問題ないです〕の声あり〕じゃ課長、口頭で。

地域整備課長 その点も含めまして口頭でお伝えしたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 それでは、125ページ、6の1の2ですか、125ページの一番上にあります鳥獣被害対策実施隊員報酬3万8,000円というふうになっております。成果報告書によると鳥獣被害対策実施隊員報酬19人分で3万8,000円というふうになっておりますけれども、19人分というのはどういうふうな、1人1日で19人なのか、時間にしたのか、どういうふうな計算で3万8,000円になったのでしょうか。

農業振興課長 鳥獣被害対策実施隊員の報酬につきましては、1人当たり年額2,000円というふうな形になってございます。それで現在の猟友会に所属している実施隊員数は20名おるんですが、そのうち1名が町の職員でございますので、19名分、2,000円掛ける19で3万8,000円というふうな形になってございます。

5番 年額で2,000円、そうするとですね、どのぐらいの時間を要しているのか分かりませんが、今どき2,000円、年額2,000円という報酬があるのかなというふうに思うんです。その辺はどうお考えでしょうか。

農業振興課長 実施隊員の活動に対する賃金として、一般会計予算を通らない農水省の直接採択事業がございまして、そちらの交付金事業といってるんですけども、そちらのほうで1時間当たり1,000円の賃金が支出されてございます。

5番 そうすると、2,000円、2時間ということですか。年間で2時間ということですか。2,000円ということは、1人当たり。もう一度説明をお願いします。

農業振興課長 説明が悪くて申し訳ございません。こちらの報酬は年額でお支払いしてるんですけども、これとは別に一般会計予算を通らない通帳で直接補助金を受ける国の事業がございまして、そちらは交付金事業と申し上げているんですけども、そちらのほうでは1時間

当たりの活動に対して1,000円の賃金をお支払いしてございます。例えばおりの設置、わなの設置等で数人集まって作業を2時間した場合、1人当たり2,000円というふうな形でお支払いになるような形になってございます。

委員長 ほかにありませんか。

7番 それでは120ページ、6の1の12の若あゆ温泉等管理費、ちょっと決算書の中身の繰越し明許のところがちょっと気になったものですから、ここの項目について質問いたします。

この繰越し明許は、もう既に今年の3月議会で繰り越すことを決定しておりますので、この事業はどんどん進めていっていただいて結構だというふうに思うんですが、先般、8,000万でしたっけ、契約締結の議決したわけですが、残りの、この残りの工事をこれから、例えば1億5,000万近く今後やる、あるいは今やっているということになるのかなと思います。その中に、この繰越しの中に議会の議決を必要とするぐらいの金額の工事になっていないのかどうか、そこがちょっと気になったものですから質問いたします。

まちづくり課長 お答えします。

繰越し事業の中で議会の議決を要しなきゃいけない工事は、ほかにはございません。あと、残っている工事としましてはコテージの一部改修工事が残って、これから設計と工事に急いで入るという工事が残っている状況です。

7番 この決算書に残っている、残っているじゃない、この121ページに記載されている繰越明許費というのは、2億4,700万円というのは、3月議会で議決している2億4,700万円です。間違いありませんよね。ちょっとこっちサイドでいろいろ話があったものですから、ただそこを確認しないと、ちょっといろいろ話があったものですから、ただそこを確認しないと次の質問にいけないものですから、2件目の質問として、まずその確認だけ、まず最初をお願いします。

まちづくり課長 繰越し、議決いただいた2億4,700万円は、議決いただいた2億4,700万円と同じものになります。

7番 これは3回目だと思います。それで、まず1億5,000万円ほどの議会の議決を要しない工事、これが今現在行われているということで、5,000万円以上が議決要件になるということですが、やはり金額が多い案件に関しては、多少なりともその内容について説明をすべき、してほしいという、すべきではないんじゃないかなという考えを持っております。ということで、今現在進行中の大体大きいものだけでもいいので、そこを何点か教えていただければよろしいのじゃないかなというふうに思います。

まちづくり課長 現在進行中の工事といたしましては、昨日議決いただいた機械設備を入れる建屋、これが進行中であります。あと、炊事場等の工事の入札を終えて、今打合わせに入っていて、これが着手の予定になっております。ちょっと今手持ちがなくて工事名しかあれだったんです

が、機械等については、すみません。ちょっと今手持ちがありませんので、後で。一応コテージの一部工事のみが、これから設計及び工事の入札に入るといったところで残っている工事になります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8 番 115ページの農業振興費の説明種目の中の中段のちょっと下かな、中古農機導入促進事業補助金345万6,000円の内容をお聞きします。

農業振興課長 中古農機導入促進事業の内容についてでございますが、令和2年度につきましては5件の申請がございまして、内容については、導入機械については、田植機が3台、トラクターが1台、コンバインが1台という形で導入してございます。

8 番 これは全て個人でということでありますけれども、2人か3人の共同作業というような規制があったと思うんですけれども、これは申請者は代表者でなっていて、それで規制どおりの規格で補助金を出しているのかどうか、その辺お伺いします。

農業振興課長 申請については、代表者がメインで申請をするんですけれども、共同利用者とともに記載事項ございまして、2人以上のグループで申請してございます。

8 番 これは森町長の新しい事業ということで新規事業になるんですけれども、思ったより利用者が伸びないのかなと私なりに感じております。今結構農業、高齢者であって、あと何年するのか分からないような、先の見えない農業の時代なそうで、やっぱりなるべく当面はあまり金をかけないで営農をやりたいというような考えの方が結構多いのかなと感じますので、その辺、この事業伸びないのは規制がちょっと強いのかなと感じましたので、その辺の規制の見直し等がありましたら、お伺いします。

農業振興課長 当事業につきましては、昨日の一般質問でも一部触れたところもあるんですが、今後、機械の共同化等にしまして機械の導入コストを減らしていくというふうな目的をもつてございます。機械の共同利用から任意組合、そして法人化へと進んでいってほしいというふうな部分もございまして、この事業を創設してございますが、その事業の利用実績でございまして、3年間、30年度から実施させていただきました。30年度は件数も4件で執行額も予算に近くというか、予算の半分未満の執行ではございましたが、2年目、3年目からはほぼ予算を、予算額に近いぐらいの執行額使っておりまして非常に好評を得ている事業と考えます。

また、そのハードルが高いと感じる方もいらっしゃると思いますので、今年度からは共同利用という部分を農作業受託というふうな形に一部変えまして新しく事業をスタートしているところでございます。(発言者あり)

今申し述べましたけれども、今年度からは新車、中古だけではなくて新車の共同利用というか作業受託の形でも共同利用とみなすという形で大幅に拡充をした形というか、リニューア

ルしましてスタートしてございます。

町長 新しく始めたいろいろな施策につきましては、3年間なりのサンセット方式をもって同じものをずっとつなげないというふうな考え方の中でおります。したがいまして、3年間実施して何が課題で何が解決したのかということをもって新しい、今年度から違う制度にリニューアルして進めているということでもありますので、その点についても、ぜひ農家の方々に御周知していただければ非常に助かるなというふうに思っております。

そういった件につきましては、令和3年度の当初予算の段階でも議会のほうにもお知らせしておりますので、ぜひそちらのほうも、もう一度見ていただければというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 ページが120ページ・121ページの6の1の13、担い手等支援対策事業費であります。その中で、成果表でいうと77ページ、(2)の事業内容の②農地中間管理事業であります。

この文面でいくと、山形農業支援センターを活用して農地集積をした。そして、貸付け希望者なりマッチングとありますけれども、基本的に今農地の貸し借りの際には、一旦山形農業支援センターのほうに耕作権だけ一旦やって、そこから町で仲介して集積をしながら貸していくという形で進めているのか、はたまたもし直接そういうふうな農地中間管理事業的なものを利用しないで相対で貸しているということがあるのか、そこら辺も含めて質問したいと思います。

農業振興課長 農地の貸し借りにつきましては、様々な形態がございまして、まず1つは農地中間管理事業を活用した転貸の仕方、農業支援センターが仲介した形で、貸したい人は支援センターにお貸しする、借りたい人は支援センターから借りるというふうな、「転貸」という言葉を使いますが、こちらのやり方と、あとは集積ではありますが、お互いに相対でお借りしたいというふうな形で話をして貸し借りする形もございます。その集積のパターンもございます。また、それとは違って、ただ単に農地法3条という普通の、通常の貸し借り、当然相対になりますけれども、こちらの貸し借りもございます。大きく分けて、その3つの貸し借りがある状況でございます。

9番 大変詳しい説明ありがとうございます。そういった中で中間管理機構なり、要するに集積がきちっと進んでの貸し借り、この割合というのはどのくらいになってるのかお聞きします。

農業振興課長 今手元に詳しい資料ございませんが、3割から4割かというふうに思います。実際には相対、3条での相対の貸し借りも多く、また集積ではございますが、中間管理事業を使わないという貸し借りも結構まだございます。どちらかといえば再契約というふうな形で今まで中間管理事業を使ってこなかった契約については、そのまま契約してしまうということも多くなってございます。

9番 さきの一般質問でも基盤整備というようなことを上げましたが、基本的にはなかなか

か基盤整備が進まない中で、やはり大規模化を図っていくためには集積というのは必須だろうというふうに思います。そういった中で進めるためには、やはり農地中間管理等を利用しながら、そして大きい農家に貸していくと、現状の状態で貸していかなければ大規模米農家はつukれないわけですので、大変難儀だろうとは思いますが、そのような方向に誘導していただいて集積を進めていただきたいと思います。回答をお願いします。

農業振興課長 ただいま議員さんのおっしゃるとおりでございます。なるべく集積を進めて、さらに集めるだけではなくて農地を隣接した、連担した農地を集めていくことが、連担化していくことが最も作業効率が上がるというふうに捉えてございます。ですので、集積、さらに集約化のほうを進めてまいりたいと考えてございます。なるべく努力して進めていきたいと考えております。

7番 それでは、また同じく124ページの6・2・1の、今度は4の森林経営管理事業、成果報告書でいいますと80ページ、この内容について質問いたします。

この決算書の中に森林経営等調査業務委託料ということで、多少、意向調査対象森林の抽出業務及びというふうに書かれてるんですけども、要するに具体的にどういう調査したのか、ちょっと分かりにくい内容になっておりますので、どういう調査をしたのか、具体的に質問いたします。

農業振興課長 森林経営管理事業、森林経営管理制度というふうに申しますけれども、そちらの制度の内容につきまして、まず簡単に御説明いたしますと、新しい制度では森林の整備を進めていこうというふうな内容になっておりまして、町でそのように進めていく対象の森林というのは私有林かつ人工林で、過去10年間手入れがなされていない森林というふうな定義がございまして。

そちらの手入れというのは、主に間伐や皆伐のことを指すんですが、その制度において実施していく対象森林を特定していくことが、まず最初のスタートというふうなことで、その制度を進めていく前段の作業として森林簿の記載データ、記載情報のデータ化、デジタル化と申しますかデータ化でございまして。

あとは、森林経営計画というのがございまして、主に長沢山の一部と後山の公社造林があるんですが、そちらのデータ化。続いて、過去10年分の伐採届のデータ化。あとは、木材生産のゾーニングというふうなエリアくくりをしておりますので、市町村森林整備計画の中でございまして、そちらのデータ化。あとは、山形みどり環境税の中で荒廃森林の緊急伐採という間伐事業がございまして。県が発注するものでございまして、そちらのデータ化をしていきまして、その対象、先ほど述べました対象となる森林を特定していくというふうな作業を業務委託してございまして。

7番 その森林簿のデータ化というのは、この予算の中で終了したんでしょうか。それともまだ

継続中であって、私林と人工林のデータ化を進めているということなんですから、その進み具合、つまり終わったか、進行中で、あと何年かかるというものなのか、再質問いたします。

農業振興課長 こちらの今のデータ化というものは地図情報システム、航空写真とかに関係する情報を登載して、見た目でも判断できて、それぞれの情報も見れるというふうなシステムへのデータの登載なんですけど、今回の委託で一旦完了してございます。

7番 そうしますと、データ化が完了しているということになると、もう私有林、私も持ってますけれども、山に自分の私有林は持ってるんだけれども、今後どうしたらいいかわからないという声が非常に多いわけです。今後これをどういうふうに生かして、データ化したことによってどういうふうに生かしていくかというのが一番の問題だというふうに思うんです。

そして、私思うんですけれども、この積立金、森林環境譲与税積立金ということで200万円ほど積立てたりもしてるわけですから、こういったものを使って、私、山いっぱい持ってるんだけれども今後どうしたらいいかわからないという人のために、こういったお金を今後使おうとしてるわけだと思うんですけれども、決算ですけれども、そういった考え、どういうふうにデータ化したものを生かしていくか、そういった考えをきちっと持っているのかどうか、そこら辺のところを質問いたします。

農業振興課長 こちらのデータ化したものの活用の仕方ですが、今後この制度を進めていくためには様々な課題があるということでこれまでの議会の中でも説明してきましたけれども、こちらを活用する段階として、まず町としてどのように進めていくか、制度を進めていくかという実施方針をつくっていく必要があるんですが、ほかの管内の市町村を見ますと、森林組合等に発注をして業務委託で、その優先順位等をつけた業務委託をしていただいているんですが、金額がなかなか高い金額でございまして、現地に行かなくてはいけない、またいろんな情報の解析もしなくてはいけないということで、ベースのデータはあるんですけれども、これからの作業、結構膨大な作業となっております。

それでうちのほうも見積り等を取ったり、いろんな市町村のことを聞いてみたんですが、現在の積立額ではできる状態でもなく、また当町の森林の特徴としましては、1筆の面積が非常に小さくて、なかなか作業も非常に手間がかかる、ほかの市町村よりは大変困難な仕事になるかなというふうに思われまして、今年度についてはモデル地区の選定を、まず県職員と、あと森林組合の職員を合わせましてモデル地区の選定を、検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

町長 みどり環境譲与税につきましては、国が進める森林の再生といいますか、民有林が荒れているということの中で国を中心として森林の再生をするというのが目的で、その自治体における民有林の森林面積に応じて譲与税が来るんですけれども、最終的にはその譲与税の中で

林家、要は山を持っている方にアンケートをしまして、その中の項目としては自分ですとか、あと誰かに預けたいとか、手入れをお願いしたいとかというようなことの調査をしていて、例えば森林組合みたいな方が整備をするよというような優良な山であれば、そこは森林組合でしっかり管理をしていただけるようになるんですが、先ほど課長からもあったとおり、所有面積が小さいということとかあって、そうすると例えば私が林家でいて、もう山にも行ったことないのでお任せしますとなったときに、自治体でそれを管理しなければならないんです。そうしたときに年間600万でそういったものの管理ができるかというところがありまして、やはり山としっかり見合ったお金を頂かないと我々はできないということで国のほうにも申し上げているところです。

山のない東京都の23区にも人口割がありますので、そちらにもお金がいつているということになります。その配分の比率が非常に不均衡といいますか、おかしいだろうというふうなことで申し上げておりまして、その一方で我々のような自治体、600万ぐらいしか来ない自治体で、その民有林を預けて管理しろと言われるところの面積が膨大で、それを管理するというのはとてもじゃないけれども無理だろうという思いがございます。

そういった中で最低ベースのデータの整理はしてきているんですが、やはり国でいうような民有林の森林再生という部分に一步踏み出すと、町、自治体での役割というのは物すごく大きくなってきて、これはかなり厳しいというふうなことで、今のところデータ等整備するところまではしているんですが、その先については、やっぱり森林環境譲与税の配分の額を見直ししていただかないと、とてもできないというふうな思いが一つはあります。

委員長 ほかにありませんか。

1番 114ページの6の1の4、農業振興費の115ページの備考欄の下の方の2の食育地産地消推進計画策定事業でありますけれども、成果報告書の70ページの上にもありますけれども、まず2年計画で今年度、2年で終了し、3年度からの5か年の計画を策定するとありますけれども、この115ページの委託料の（4）の食育地産地消推進計画策定支援業務委託料と、あと上の報償費、食育地産地消の委員の報償とありますけれども、この委員とこの事業者とは一緒ではないんですよね。この委員の報償3万円と業務委託料の業務の人とは、委員とは別なんですか。

農業振興課長 別でございます。委託料、委託した業者については、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所というところの全国的に計画策定の支援をしている会社に委託してございます。（発言者あり）

報償費につきましては、その策定委員が7名いらっしゃるんですが、小学校のPTA会長さんとか、あとは食生活改善推進協議会の会長さんであったり、あとは野菜の加工、野菜生産をされている方など、そういった方の役職でいろいろ選びまして、民間の方に対して報償費

を支払ってございます。

1 番 そのジャパンインターナショナルというのは、これは地元の業者ではないということなんですか。

農業振興課長 こちらは全国展開している会社でございまして、本社が京都で支店が仙台支店というふうになります。県内でも数多くの計画策定の支援を行っている会社でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2 番 125ページです。125ページの林業振興総務事業の中の有害鳥獣被害軽減モデル事業補助金 7万9,000円、これは県からの補助金も含めて行われた事業だと思いますけれども、この内容を教えていただきたいと思います。

農業振興課長 こちらの事業は鳥獣被害を防止するための電気柵を導入する事業となっております。こちら申請いただいた件数が2件でございまして、一つは堀内の後山地区、もう一つは堀内の大畑地区に設置してございます。

2 番 これは今年度も予算化されてまして、既に執行されている内容だと思っておりますけれども、決算なんであれなんですけれども、今年度実施した面積といいますか距離といいますか、その辺を教えていただければと思います。

農業振興課長 実施の規模というか、そちらについては、今手元に資料がなくてお答えできないんですが、実施した地区ですけれども、1つは昨年度の後山地区の残った分ということで100メートルちょっとだと思います。もう一件が長沢の野地区の方なんですけれども、現場は幅地区のほうになるんですが、そちらも300メートル未満だと思いますけれども、電気柵を設置してございます。

2 番 この事業の内容は対象の農家さんにとっては大変いい事業だと思っておりますが、維持管理ですね、維持管理をしていく面でこれから考えなければならない問題があるのではないかと考えてます。例えば、今、課長から話しあったように堀内地区で1名、長沢地区で1名ということで、ほとんどが補助金をもらってこういうふうな電気柵をやったんですけれども、今後継続していくに当たって1人で設置、あるいは稲刈りシーズンには取り外し、また次の雪が消えれば設置ということで、本来ならば、例えば1つの地区に何名かいて、何名か電気柵をしている農家さんがいて、それが共同で設置あるいは取り外しというふうなことがやればベストだと思うんですけれども、その辺これから考えていかないと駄目かなと思っておりますけれども、その辺のちょっと課長の考え方をお聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいま御指摘いただいたとおりでございます。課題としては、やはり1戸で単独で電気柵を設置しても設置していない隣接した近くの農地がイノシシに荒らされてしまうということが多々ございます。それでこの事業とはまた別で先ほども説明した交付金事業という国の事業がありまして、そちらは地域ぐるみでの対策を行う場合、電気柵の導入が可能

となつてございます。今年度は国の交付決定の関係でなかなか設置が遅れてはいるんですけども、本堀内地区で採択、その内容が採択されてございました。こちら3戸以上の農家さんが集まると電気柵の事業対象となりますので、こちらのほうを活用していく方法と、あとそのほか中山間直接支払事業と多面的機能支払交付金、そちらのほうでも計画にその対策を行うことを盛り込めば実施できることとなつてございます。

私、先進地というか被害が大きくなっている最上町のほうに見にいったところ、多面的事業で設置している集落があるようでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 同じく124ページ・5ページ、鳥獣被害の中で新規狩猟免許取得等支援事業補助金6,500円とありますけれども、随分金額が少ないんですけども、これは1名の方でしょうか。

農業振興課長 こちら3名となつてございまして、内容につきまして、わな免許の取得というふうな形で、その手数料ということで少額となつてございます。

4番 失礼しました。3名もいるということで、逆にびっくりしました。この金額で3名の方が手を上げていただいたということは大変ありがたいことだなと。本当に鳥獣被害が毎年毎年増えているわけです。特にイノシシが裏の山なんか闊歩してるわけですから、やはり何とか狩猟免許を今後とも取得して、そういう方が増えるように努力していただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 ページが124ページ・125ページ、6の3の1、水産業費の備考欄ですけれども、最上小国川清流未来振興機構負担金70万とあります。成果表の中で成果として最上小国川流域の地域振興が図られたとありますけれども、具体的にどのような、具体的に図られた内容を教えてください。

農業振興課長 こちら内容につきましては、例えば鮎釣りマップの作成であったり、あとは向町の最上校、新庄北校の最上校の生徒さんを中心に鮎釣りの動画作成とかを計画し、いろいろ話を進めてきたところもあったんですが、結局中止にはなったんですけども、そのときのいろんな関係者の方にこういうふうなことをやりたいということを伝えることができたということがあると思います。

今年度もいろいろ計画をしたんですが、コロナの関係でできなくなつてはいるんですけども、いろんな関係者に話をし、いろんなPRもホームページも、機構のホームページもあるもんですから、そちらでいろんな形で広めていきたいというか、振興を進めていきたいというふうな形で考えてございます。

9番 やはり清流小国川を町民の方々に広く触れ合つていただくというのは、すごい大事なことのかなというふうに思っておりますが、前の話ですけれども、長者原橋、富長小学校の前からあります桜堤のあたりに公園を整備するような話があったかに記憶してるんですけど

も、そこら辺の話は今どうなってるのか、全然ないのかも含めてお願いしたいと思います。

町長 平成、多分十二、三年あたりの癒しの里整備事業ということで富長橋の下流の部分のところに公園をつくるというようなことがあったり、あと同時に桜堤ということで堤防に腹付けをして桜を植樹する等々の整備の構想があったんです。あったのですが、今現在はございません。町のほうでは、桜堤のほうの桜の下の除草なり桜の木の保全を今やっているというふうな状況でございます。

9番 そうしますと、この最上小国川未来振興機構では川に触れ合うような形、方々を増やすための活動がメインになってるというようなことでいいんですね。要するに動画とか、そういうのを撮って、あと鮎釣りコンテストとか、そういうのをやってるということで、箱もの的なものはやってないというようなことでいいんですね。

町長 未来振興機構は赤倉の上流にあります最上小国川ダム、穴あきダムの建設に伴いまして、その流域にある最上町、舟形町、そして漁協さん、それと県がメンバーとなって組織している団体でございまして、基本的にはそのハード的なものを振興機構とするのではなくて、成果表にもありますけれども、写真コンテストであったり鮎釣り甲子園とか、そういったもろもろの川の魅力を発信していくということが未来振興機構の主な目的であります。

ただ、そこから発生した川まちづくり事業というものが現在ございまして、それは県のほうで実施しているものでございまして、例えば一の関から経壇原の一部までサイクリングロードを建設しておりますし、現在なかなか分からないかもしれませんが、舟形小学校、旧舟形小学校のところから川のほうに下りていくところに、昔階段だったんですが、畳屋さんとかの小屋のところに階段だったんですが、そこが坂路、要は車椅子の方でも下りられるような坂道になっています。それから、今年度等については佐藤議員の家の前あたりから若鮎大橋を通過して13号線の橋を通過して、それから鉄橋のほうまでサイクリングロードをつくる計画等が県のほうで行っております。

そういったハード的なものについては、川まちづくり事業という形で行っているということで、基本的には未来振興機構でやるものと、ソフト的なもの、川まちづくり事業という、そこから発生したいろいろなものについては、そちらのほうで実施をしているというような状況です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第6款農林水産業費について質疑審査を終結いたします。

ここで、3時10分まで休憩をいたします。

午後2時50分 休憩

午後3時09分 再開

委員長 会議を再開します。

6款で口頭で答弁すると先ほどありましたので、地域整備課長より答弁がございます。

地域整備課長 農道維持補修に係る碎石につきましては、令和2年度1立米当たり3,828円で購入しております。令和元年が消費税の関係で3,758円になっております。

ただ、令和2年度の場合は地元の要望で農道の碎石のかわりに砂を入れている部分がありまして、その分で金額が高くなっているような状況です。砂につきましては、1立米当たり4,400円で運んでおります。碎石の購入業者につきましては、東側は伊藤組さんで、西側というか南側が門脇産業さんで運んでおります。以上です。

委員長 引き続き、第7款商工費を審査いたします。読み上げをお願いします。

財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第7款商工費の質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

7番 7・3・1ですので、何ページになるのか、7・1・3になりますので128ページ、観光物産センター管理費、成果報告書で言いますと84ページになります。

私、舟形町は観光で大いににぎわえる町をつくれるんじゃないかなというふうに思っております。その中で駅に物産センターをもってきたというような、奥山町長のころだったと思うんですけども、そこで飲食物の提供を行っていると。こういうのも非常にいいなあと思っているんですけども、例えば、こういったところに鮎焼き機を導入したというふうに先ほど言ってますけれども、そういったものを、あまり詳しくメニューは見てないんですけども、そういったものを販売しているのかどうか、この飲食物の中に、その辺のところを質問いたします。

まちづくり課長 物産センターのほうでは、鮎は販売していない状況となっております。

7番 なぜそれを言うかといいますと、鮎、十二川原の鮎を焼いてくださるところとか、若あゆ温泉とかはあるんですけども、やはりメインの駅の中心地であったり観光物産センターに置いているということで鮎が食べれるようになるということにおいては、ちょっと意味合いが違ってくるのかなと。もっとアピールできるんじゃないかなというふうに思うものですから。

ちなみに、5台も先ほど買ったという鮎焼き機、これはどこで、私はここでも活用すべきだというふうに思ってるんですけども、どこに置いて、どういう使い方を今してるのか、そこら辺のところを質問いたします。

町長 観光物産センターにつきまして、現在の出しているメニュー等については、軽食系というふうなことで、うどんとかそばとかを中心にソフトクリームとか、そういったものを出しております。また、振興公社でつくっているお菓子等、ショートケーキとかスフレとか、そう

いったものも販売してる状況です。

現在の利用状況について、時々見てみますと、ほぼ町内の方が利用している状況であります。特に家族の方が迎えにくるまで、そこで教科書を広げて勉強している高校生とかが多くいらっしやるような状況ですし、また日中等については、診療所の帰りのバスの時間とか、その中でいらっしやる方が多いというふうなことであります。

そういった中で、その環境、軽食とかソフトクリームとかケーキの中に鮎の臭いを出しているのかどうかというふうな問題もありますので、ちょっと駅の観光物産センターの中でそれを販売するのが適正なのかどうかというのは、ちょっと慎重に判断をしなければいけないかなというふうに思っております。

あと、鮎焼き機械については、鮎まつりのときに炭の高騰で鮎を提供していただける業者さんが少なくなったということで、その労力と炭の高騰を何とか軽減できるようにということで、主には鮎まつりのときにそういった業者さんが、販売する店の方がお使いになるときに お貸しするような形で考えておりました。

7 番 まず物産センターで鮎を焼くということについては、その臭いなり何なりの関係でちょっと検討が必要だということで、ある程度は理解はできます。理解します。

そして、町長が今答弁してくださった鮎焼き機が炭のとなり労力なりの軽減を図るためということは、今現在は使われないでストックされているということですか。つまり、ドライブスルーであれだけ、何千匹になってるのかちょっと分からないんですけれども、これも公表です。他町村の方に聞いたら、それには使っていないということなんですか。質問いたします。

まちづくり課長 ドライブスルーに関しては、今年度のドライブスルーで若あゆ温泉のほうに、その鮎焼き機を素焼きの段階で使ってくれというふうに言って、一部使っていると思っています。ただ、5台全部使っては、ちょっと使えないので、基本的には若あゆまつりが、今年度若あゆまつりをやる予定でしたので、それに向けて5台というイメージではおりました。

ただ、これを使って鮎焼きをちょっとやってみたいといった業者さんが町内でいらっしやれば、お貸しするのは可能かというふうに考えております。

1 番 今、鮎のほうまで進んだのでちょっとお聞きしたいんですけれども、その鮎焼き機、先ほどもお聞きしましたけれども、温泉で明日からのドライブスルーで活用するということなんですけれども、残り4台がどこに置いて、実物を見たことないのでどのくらいの大きさなのかも分からないんですけれども、先ほどのやつでは高压釜と鮎焼き機というのでなっていて、富長にあるのかなとさっき思ったもので、実際運ぶのに簡単に運び出せるのか。どういうものなのかちょっと物自体分からないので、実際ドライブスルーするのに、そこでお披露目で焼いてみたりするのがいいのかなと思ったんですけれども、その辺教えてください。

まちづくり課長 まずは先ほどの備品の件なんですが、高圧釜、これに関しては鮎焼きに使うのではなく鮎の加工品を真空パックして、普通であれば冷凍保存でしておくんですが、この高圧釜は、この高圧釜で処理すると冷凍じゃなくて常温で保存できます。そうすることによって保存期間も常温で長くもてるのでロスが少なくなるというような高性能の機械を購入して、今後のポストコロナに向けた鮎の販売に取り組みたいという観点で購入したものでした。

鮎焼き機について、5台のうち1台は温泉のほうに、使用するということで温泉に置いておきます。4台は旧光生園跡地の倉庫があるんですが、そちらに置いています。

大きさとしては、大体1台コンパネ1枚より若干小さい大きさです。持ち運びは2人で普通に持てる重さで、2人で持つのがつらいというほどの重さではありません。

1番 今回、温泉が焼いてドライブスルーで提供するんですけども、すみません、話しそれるんですけども、鮎まつりのときに、その業者さんに貸し出すといった、仮焼きと前に言いましたけれども、仮焼き自体、その会場で行うのか、違うところで調理して行って、実際炭を使うのか分かりませんけれども、ちょっと構想だけでもお聞かせください。

まちづくり課長 昨年、この鮎焼き機を購入するといったときに、1番委員さんから御質問、あと私の回答を何度かやり取りさせていただいた中で、その鮎焼き機を会場で使用した場合に、1番委員さんの御質問の中では、それこそ鮎まつり、鮎は炭火で焼かれているということなのに現場で鮎焼き機で焼いてるというイメージはどうなんだといったことも承っております。

ですので、鮎焼き機で焼く鮎が悪いのではなくて、あれは効率よく素焼きができる、効率よく素焼きができるというふうに私らも実験を繰り返していますので、それは会場でなくて温泉のように素焼きをして、そのまま冷凍保存するとか、そういった会場の前の下準備でも使っていたくといったイメージも持っております。

これについては、若あゆまつりが実際開催されるとなった場合は出店部会が開催されますので、出店部会において、どういった使い方がいいのか。あと、私どもでは鮎焼き機を使ってほしいといったところでプッシュしたいと思っています。やはり炭が高騰でもうけにならないといった、なので出店しづらいといった声が大きかったものですから、この鮎焼き機に踏み切った経過がありますので、これを推して、どういった使い方がいいのかというのは出店部会でお諮りしたいなというふうに考えているところです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 128ページ・129ページ、7の1の1かな、町観光物産協会補助金150万とありますけれども、これどういうものに使う補助金なんでしょうか。

まちづくり課長 ちょっと手元に積み上げ、資料、ちょっと資料準備しなかったんですが、大きくはまず40万円ほどが県の観光物産協会とか最上地域の観光物産協会とか、そういったところへの負担金、あとは広告料とかそういった負担的なもの、負担金的なものになります。

あとは事務局を、2年度において、元年度、観光協会の事務局を委託していた委託先を替えています。2年度から替えていますので、その事務局員への賃金的なものを計算しています。そういった事務局員の賃金的なもの負担金で150万といった内容になっています。

4番 負担金が40万何がしか、残りが観光物産協会の運営資金になるのかなと。組織があれば、当然運営資金というのは必要になってくるわけですから、ただここに漠然と書かれたものですから、この内訳について分からなかったので質問しました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 それでは、また同じ128ページの今度は7・1・2の猿羽根山公園管理費、これについて質問いたします。

主な支出の内容を見ますと公園管理業務委託料ということで、庭なり草刈りなり、そういったところの手入れをしてくださっているんだというふうに思いますけれども、これは地元としては大変ありがたいんですけれども、これを例えば植物とか、花や木や、そういったものをどういうふうに植えて、どういう観光、ここは観光地というふうに私認識してるものですか、観光地として発展とまではいわないんですけれども、現状維持にちょっと足したような形で観光客が来るように努力しているのか。そういう委員会とか話合いとか、そういった会合をもってこういう公園管理業務を委託しているのか、そこら辺のところを質問いたします。

まちづくり課長 猿羽根山に関しては、やはり景観、ここ数年は景観をできるだけ維持していこうということで取り組んでおります。景観の維持については、シルバー人材センターのほうに委託して作業員の方から道路沿いの草刈り、あとは花、花壇の手入れ、そういったところをしていただいているところです。あと、猿羽根山の実習館の裏については、ビューポイントということで県内のビューポイントの一つに掲載されているようです。看板も立てていますが、猿羽根山全体としては県内の百名山という観光スポットのほうにも登録させてもらっています。

全体の振興については、猿羽根山にある実習館、指定管理者のNPOさん、あとはギャラリー一悠里さん、あとは地蔵尊の梅津さん等々から意見を聞く場をこれまでも設けた機会があります。ただ、去年はそういった機会は設けておりませんでした。以上です。

7番 話合いの場を設けた、去年は実現、この決算に載ってる期間中には実現できなかったというふうな答弁だと思うんですけれども、ぜひそこに関係する関係者が集まって、何かいい考えを持っているようなことを私に言うてくるような方もおりますし、ぜひそういった声を拾い上げて、それが実現できないかどうかという会議というか話合いの場を、協議の場をもっと強くつくっていただきたいなというふうに思うんです。そうすればもう少し景観がよくなったりとか人が来てくださったりとか、そういうふうになる芽というんですか、チャンスというんですか、そういうのが出てくるんじゃないかなというふうに思います。

ぜひそういった話合いの場を、コロナ禍であっても年に1回ぐらいはつくって意見交換、これはやっていくべきだというふうに思うんですけれども、どういう考えをお持ちでしょうか。

まちづくり課長 猿羽根山公園については、若あゆ温泉あゆっこ村と併せて、やはり町の交流人口を増やすための大事な施設というふうに町では考えております。ですので、今後必要に応じて猿羽根山で活動、または営業されてる方の意見を聞く機会は設けていくことを検討していきたいと思っています。

1番 同じ128ページの今と同じ猿羽根山公園管理費の件なんですけれども、若あゆ温泉と猿羽根山公園を、まず観光地とかそういうふうに今後とも考えていきたいという話でありますけれども、やはりそこで今営業されている方、あとはNPO法人さんとか、今後の先のこともあるんですけれども、やはり温泉とは違うスタイルの観光的なものがあればぶつかり合わなくていいのかなと思って、これは参考までにですけれども、八王子にあるうかい鳥山という山あいにある施設があるんですけれども、そこと猿羽根山の景観がちょっと似てるような感じしてまして、一応参考までにちょっと調べてもらって、八王子のうかい鳥山というところを調べると、すごいすばらしい山間部を利用した取組をしてますので、その辺参考までに調べてください。

まちづくり課長 情報ありがとうございます。八王子のうかい鳥山といったところ、参考までに調べてみたいと思います。参考、同じような景観、状況のようなところがあると思いますので、そういった情報も収集したり、先ほどの質問の中にありましたように、あそこで活動、営業されている方からの意見を聞く場を今後も必要に応じて設けていきたいというふうに考えてます。

若あゆ温泉と猿羽根山は若干特色というか、違う特色を持ってるというふうに感じておりますので、猿羽根山は猿羽根山のいいところを伸ばせるようにしていきたいなというふうに考えてるところです。

町長 観光事業というような話が7番議員からも1番議員からもありましたが、行政で一番苦手な部分というのは観光事業であつたり収益事業であろうというふうに思っております。したがって、誰かがそれをやろうとするのであれば、それに対して支援というものは、これは惜しまないというふうに思います。

ただ、行政自らするということについては、やはり振興公社の機械設備の件でもありましたとおり、やはり民間レベルから考えると到底我々の行政レベルの話ではないだろうというふうに思っております。もし猿羽根山というお地藏様、名刹の、そういう名勝地に関していろんな取組ができるという方があれば、ぜひやっていただきたい。それに対する支援をしていきたいというふうに思いますが、町独自ですということは、かなりこれは無理だろうというふうに思います。

1 番 それは観光と商業となると行政ではちょっと厳しいのかなと私も思っておりますけれども、これはあくまでも参考までということで、そういう構想だったり、そういう目的があれば、いい方向にいけばいいなと思ってるんで、参考までということでよろしくお願いします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第7款商工費について質疑・審査を終結いたします。

本日の審査は、ここまでといたします。

9月13日(月曜日)午前10時より再開いたします。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時36分 散会

令和3年9月13日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第3日目）

令和3年決算審査特別委員会第3日目

令和3年9月13日（月）

出席委員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八 歙 太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	まちづくり課長補佐	野 尻 誠
副 町 長	菅 原 正 春	住民税務課長補佐	森 英 利
会 計 管 理 者	須 貝 孝 子	住民税務課長補佐	大 場 由美子
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	住民税務課長補佐	高 橋 真 澄
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	森 祐 子
健 康 福 祉 課 長	沼 澤 伸 一	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
住 民 税 務 課 長	伊 藤 茂 樹	健康福祉課長補佐	原 田 真由美
地 域 整 備 課 長	伊 藤 秀 樹	農業振興課長補佐	岡 崎 千恵子
農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	農業振興課長補佐	八 歙 俊 勝
デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征	地域整備課長補佐	大 場 君 博
地域強靱化対策室長	伊 藤 英 一	地域整備課係長	松 本 正 人
総 務 課 財 政 主 査	佐 藤 拓	教 育 課 長 補 佐	豊 岡 将 志
教 育 長	伊 藤 幸 一	教 育 課 長 補 佐	大 場 正 江
教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
総 務 課 長 補 佐	佐 藤 仁	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志
まちづくり課長補佐	大 場 健 一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、3日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに委員会を開会します。

認定第 1号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

一般会計第8款土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第8款土木費の質疑に入ります。

4番 132ページ、133ページ、8の1の2、道路維持費の中の中段になりますけれども、環境整備委託料269万1,000円とありますけれども、これ昨年度のあれではなかったもので新しいものだと思いますけれども、内容教えてください。

地域強靱化対策室長 そちらの委託料につきましては支障木の伐採と、あとは側溝の泥揚げ清掃等になります。

以上です。

4番 支障木の伐採と、昨年まではなかった事業だと思うんですけども。

地域強靱化対策室長 昨年は賃金のほうになっておりまして、委託料のほうに今年から、この年度からなっておるという中身になっております。

以上です。

4番 ということは、この各項目を移動してこっちに予算を計上したと認識。分かりました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 136、137ページになります。河川費の中で河川公園管理料、この中で追加表を見ますと直轄河川管理ということで、4団体委託を受けております。これは、除草作業だけの委託になるわけですか。

地域強靱化対策室長 そちらのほうは、草刈りと、あとは草刈りの中で多少のごみ拾いなども含まれた内容となっております。

以上です。

5番 これ、富田の桜堤堤防だと思うんですけども、今低木で桜がこの間も見たんですけども、93本ほど桜の木がございます。そういう中で、枯れてなくなっていると、もう伐採してその距離がずっと空いているというところが二十数本ございますけれども、この枯れて空いているところに、もう一度桜の木を植える予定というのはありませんか。

まちづくり課長 旧富長小学校から前のいやしのさとの桜なんですけど、今のところ空いていると

ころへの植栽は予定はありません。

5 番 じゃあ、予定がないということで、93本ぐらいですか。今そのままだなと思います。それで、その桜の木ですけれども、今桜の枝が大きくなって、道路にこういうふうにはあつとかぶさってきているところが、何か所もあるんです。その枝の管理、伐採といいますか、剪定といいますか、分かりませんが、その管理はこれからやる予定はありませんか。

まちづくり課長 あそこの伐採については7款のいやしのさと整備事業で、昨年度、今年度についても大きい支障木についても伐採はしているところです。

4 番 同じページ、37、河川公園管理委託料の中で質問させていただきます。本町の町民沼、あそこは町が管理しているのでしょうか。

地域強靱化対策室長 こちらで管理はしておりません。

以上です。

4 番 あそこ、昔は町で管理していたのか分からないんですけれども、草もきれいに刈られて、ズックとか草履であそこに釣りに行ける状況が、大分前はあった、十何年前はあったんですけれども、今草ぼうぼうでとてもじゃないけれども、まだ行っている子供たちも、危険なところなんでしょうけれども、あそこの除草作業も町は今後も一切やっていく考えはないのかをお聞かせください。

地域強靱化対策室長 現場の状況を把握しまして、そのあとで上司と相談をして、それで内容を判断したいと思います。

4 番 やはり、町民沼という名称がついているわけですので、あれはきれいに除草作業等やってもらって、小学校の子供とか釣りした記憶はあるわけなんですけれども、危険なところだって、それはそれなんでしょうけれども、やはりそこは管理していただきたいという思いで質問させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

町長 今、4番委員から町民沼という通称で呼ばれましたけれども、正式には多分夫婦沼といったはずだと思うんですが、前は漁協さんのほうでも管理をしているということであつたんですが、最近は漁協さんでも手出しをしていないということでございますので、そこら辺は協議しなければいけませんけれども、本当に安全に釣りができるのかどうかというところも踏まえ、また有害なブラックバスとか放流された件もあって、自然の生態系に影響を及ぼしていたこともございまして、漁協さんとの協議は必要かと思います。そういったところを総合的に判断しまして、その除草というものについても検討をさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2 番 私も河川費について質問いたします。十二河原の芝生ですけれども、6月の一般質問、伊藤議員の一般質問でキャンプは禁止ですよという内容だったと思うんです。その後、看板等新しくして、大変きれいな看板にはなっているんですけれども、たまたま昨日の朝、早朝で

すけれども、物すごい量のテントが張られていました。テントと車。一応原則といいますか、禁止なんでしょうけれども、あれだけキャンプに来てくれているので、逆にキャンプを可能にするという考えはないのかどうか。できないのか、教えていただきたいと思います。

地域強靱化対策室長 その中身につきましては、上司と相談をしまして、私もそのように見ていて思うものですから、そのように中身を検討、危ないということも含めて、その辺をまず上司と相談しまして検討したいと思います。

町長 前の議会でも申し上げましたが、河川敷地内にございます。やはり、キャンプをそこで容認するということになりますと、安全性が担保されていないとそれはできないだろうと思います。現在、県でも水位計は設置しているものの、水位が出てきたことを釣り客、それからそういったキャンプをしている方にお知らせする装置がついておりません。現段階では、キャンプを容認するということは難しいと思っております。

2番 私も、久しぶりに朝見てびっくりしたんですけれども、例えば、担当の方がここはキャンプ禁止だよということで断るのも、大変つらいものがあるのかなと思ってしまして、ぜひ安全策を講じてキャンプが可能に、できるような方向へ進んでいってもらえればいいかなと思います。

以上です。

町長 やはり、キャンプということになりますと、大半の方が飲酒をされるのではないかという思いもございます。そうしたときに、そこから洪水警報とか大雨警報が出て避難するとなったときに、車で今度移動という話になると、飲酒運転の可能性も出てまいります。そういったところもよく考えながら、そこが本当にキャンプをしていいものなのか。町として容認していいかどうかを、やはり判断しなければならないと思います。

委員長 ほかにありませんか。

8番 同じ河川費の中で、河川公園整備委託料の中で33万円の内容をお聞きします。

地域強靱化対策室長 そちらの委託料につきましては、河川公園の鮎祭り会場となっております多目的広場において舗装をしているものですから、そこに鮎祭りのときに日が当たるということで、反射があり体に悪いということで、まずイメージアップを図るためにそこに絵を描いて、それで日射を和らげるという中身でペイントをするという計画で、デザインをしたという中身になっています。そのデザイン料になっております。

8番 その内容については成果表に細かく載ってますけれども、その東北芸工大学のイベントのデザイン、その後経過はどうなっているのか。それをお聞きしたいと思います。

地域強靱化対策室長 経過につきましては、今検討しておりまして、今後どのようにそのデザインを利用していくかということを計画していきたいと思います。

町長 芸工大の生徒さんたちといいますか、大学生の方々がいろいろデザインをしていただいて

その中でこの絵がいいのではないかと決定いたしました。それを本当は町民の方々、中学生とかを巻き込んで、みんなでペイントしたらいいかなと思ったんですが、ちょっと立派なイラストといえますか、絵になってしまって、我々では、素人にはできないという話になりまして、それを今度プロの塗装屋さんに頼みますと300万円とか400万円くらいのお金がかかる

と。
我々としては、材料費程度でそこを鮎祭りの会場的に日射の跳ね返りがないようにという事で考えているのと、鮎祭りがなくなるときについては町のPRになればという思いで、あまり金をかけずにとっておったんですが、300万円、400万円かけて例えば、洪水になって大雨が出て上に土砂を置いた場合に、大型のタイヤドーザー等で土砂を排除するわけです。そうすると、1回でそのペイントしたものが消えてしまうということになると、300万円なり400万円の予算というか、金額が無駄になってしまうのではないかとということで、今のところそのデザインは別の看板とか、そういうものに利用させていただくものとして、今のところあそこに絵は描かれていない状況でありますので、また安価な方法でペイントができればペイントしたいと考えておりますが、現在のところは中断をしているという状況でございます。

8番 今、町長答弁されたとおり、これは2年度で予算化になっていたんですけれども、ただいまのような状況でやはり中止ということになっていきますけれども、これからまた別の方法でやる、やればアート方式でやるのかな、道路の上から見て見る、画面が大きいから高いところから見て、全体的な画面がパノラマ的に見ないとうまくないから。その形でやっていくのかな。その辺伺います。

町長 8番委員さんがおっしゃったとおり、県道から見て少し立体的になるようなやつとか、見栄えのするような描き方を本当は指導していただきたいという思いだったんですが、かなりデザインに凝られましてというところがございまして、我々の手ではちょっと塗装できないということになりましたので、もう少し簡単なやつ、シンプルなやつデザインとかが安価にできるような方法で、中学生とか高校生が自分たちも参加して、自分たちの広場をしっかりとペイントできるようなものができれば、それに組み込んでいきたいと思っております。

委員長 質問者に申し上げます。質問される方は、ページ、款項目、併せて成果表のページも明言されて質問するようにお願いします。

1番 同じ136ページの8の3の1河川費でございます。137ページの備考欄ではありますけれども、成果表91ページの(2)の先ほどの環境整備委託料の下の手数料と修繕料161万4,000円、せせらぎ水路修繕と草刈り機整備とありますけれども、この間草刈り機の更新をするという話だったんですけれども、その機械の整備に当たったのだと思いますけれども、せせらぎ水路修繕と草刈り、2つなっているんですけれども、その割合というか金額的なものを教えてください。

地域強靱化対策室長 芝刈り機の修繕料の中身につきましては約10万円ほどです。残り分のほうが、せせらぎ水路の修繕におよその金額になっております。

以上です。

1 番 では、せせらぎ水路修繕は何をされたのか教えていただきたいと思います。

地域強靱化対策室長 そちらは土砂のしゅんせつという形になっております。

委員長 ほかにありませんか。

2 番 134、135の除雪対策費について質問いたします。除雪対策事業の中の除排雪事業に係る経費186万の中の除排雪事業に係る経費の中の燃料費、括弧書きで除雪祈願祭の初回のみ14万5,472円という金額があります。この金額は令和元年度も同金額で記載されていましたが、この内容についてお聞きします。

地域整備課長 燃料費につきましては、初回運行のみ満タンで待機させるということで、安全祈願祭の運行を燃料が減った分について、各車両に満タンに入れるということになっております。

以上です。

2 番 満タンで待機して、いつでも出動できるようにしておくという内容だと思うんですけども、それが令和元年度とまるきり同一金額というのはなるんですかね。質問します。令和元年度も1円単位までまるきり同じ数字だったんですよ。改めて質問いたします。

地域整備課長 こちらにつきましては、除雪機の燃料費ということで集計しておりますので、偶然にも一致したということであろうかと思っています。

以上です。

2 番 じゃあ、偶然だということで了解しました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4 番 138ページ、139ページ、8款1項、一番上なんですけれども、成果表でいきますと4ページ、定住促進住宅団地整備事業15万と、この中に成果費用が書かれていますが、宅地分譲なんですけれども、一般価格は9区画売約済みとなっています。あと、ひだまり入居者専用転売ゾーン6区画中2区画が売れたということで、4区画余っているようなんですけれども、これはやはり用途としてひだまりからの退去者のための用地だと思いますけれども、これを何年ぐらい置いておくのかなと。

あと、ひだまりに入居していただいている方々に、退去時期というのはもう分かるわけですよ、子供が卒業するわけですから。それに対しての意向調査というか、ここに建てていただけるのかないのかも含めて意向調査、どういう考えなのかお聞かせください。

地域整備課長 ひだまり入居者専売ゾーンにつきましては、現在では当面というか、専売ゾーンとして残しておく計画としております。アンケート等につきましては、退去年度の近いとこ

ろから意向確認なりをしているような状況でございます。

以上です。

総務課長 補足させていただきますと、令和2年度中の一般区画については記載のとおり、ひだまり入居専売ゾーンについては、6区画中2区画売却済みということで、今年度に入って1区画が売却済みということでございます。残り3区画となっております。様々ひだまりの入居者に関しましては、退去の時期が分かっている方もいらっしゃいますけれども、それを前倒しして、この整備した宅地造成のところに住もうという考えをお持ちの方もいらっしゃるんだろーなと思って、今年度の売却の際には感じたところでございます。今後とも、そういった方々の中でも退去の時期を見定めながらも、前倒しをする方もいらっしゃるんだろーなと思ってございますので、残り3区画ですけれども、早い者順ということで今のところは対応している状況でございます。

以上です。

4番 町の貴重な財産というか、財産なんですけれども、それをすぐにできたから売却しろと言っているわけではないんです。ただ、半分が決まったというのであれば、年数的には5年やそこらのスパンで考えていけばいいのかなという思いでもありますので、今後ともぜひ舟形町に残っていただけるように、町としてもひだまりから出るご家庭に対してはよろしくご指導のほどお願いしておきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 ページが132ページ、8の1の1で、133ページの石巻新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会負担金5万円とあります。これまで、十字連携ということで高規格道路の整備について大会等開いて進めてきているわけですが、東北中央道、新庄酒田道路については、何ていうか、目に見えるような形で工事が進んでいると思いますが、石巻新庄道路についてなかなかこの辺の工事の状況等入ってきませんので、その辺教えていただきたいと思います。

地域整備課長 石巻新庄道路につきましては、近年は石巻側で整備が進んでおります。残念ながら、県境をまたいで山形県側はまだ未着手、未計画という状況でございます。将来的につきましては、なかなかお金のかかることでありますので、同盟会の中で早期進捗を図りつつ、推進しているところでございます。

以上です。

9番 宮城県側は進んでいるということですが、山形県においてはまだルート等も全然確定されていないという状況なんですか。お聞きしたいと思います。

町長 石巻新庄道路そのものが計画路線にも入っていない状況でありますので、コロナが発症する前のおとし頃は、小野寺元防衛大臣とか宮城県側の国会議員、そして山形県側は3区の加藤鮎子先生をはじめとして国会の関係者と併せて、国会の中での会議とか同盟会の要望会

をしているところです。先ほど課長からありましたとおり、石巻から河南道路ということで、石巻のほうから大崎のほうまで若干ずつ伸びてきているという状況ですが、路線的にまず計画路線に入っていないというふうなところがありますので、一刻も早く計画路線に入れていただいて、その計画をしっかりと認めていただくように、これからも要望してということになります。

また、山形県側は新庄市、舟形町、最上町の3市町しかその同盟会に加入していないということで、非常に弱いところもありますので、できれば最上管内の8市町村がしっかり石巻新庄道路の同盟会にも加盟していただいて、酒田から石巻までという大きな流れをつくっていかないと、計画路線に昇格することもかなり難しいということでもあります。

なお、最上町の高橋町長は県境部分の七曲りを盛んに要望しておりますので、そういったところを当面山形県側としては要望していくという格好になろうかと思いますが、いずれにしましても国交省にその計画路線を早く認めていただくことが大事かと思っておりますので、引き続き国会議員の先生方、国土交通署に要望を重ねてまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め第8款土木費について質疑審査を終結いたします。

第9款消防費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより、9款消防費の質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

8番 138、139の非常備消防費の中の備考欄で、消防団員の報酬726万4,000円とあります。その消防団員報酬の支給方法、お伺いします。

住民税務課長 支給方法になります。副分団長以上の幹部につきましては、直接個人の口座へ振り込みしております。各団員の報酬につきましては、各団員より委任状へ取り、各部へ報酬を支払いしているのが現状でございます。

8番 今は、全国的に消防団員の減少が叫ばれており、いろんな面で消防団員確保のためにいろんな確保策をやっておりますけれども、消防報酬もその画策の一環として、消防団員個人にお支払いをするという方法がいいのではないかという、いろんな話がありますけれども、その方法について、町ではどのような考えを持っているのかお伺いします。

住民税務課長 報酬の支払いにつきましては、令和4年度より個人の口座へ振り込む方向で、今検討しております。

8番 どうもありがとうございました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 140、141ページの消防施設費の備考欄のところで、工事請負費が令和元年度対比173%と

大幅に増なっていますけれども、その内容をお聞きいたします。

住民税務課長 成果表96ページにも記載してございますが、まず1つは経壇原地区の消防ポンプ小屋の改築。そのほか舟形地区、長尾地区、福寿野地区、馬形地区の消火栓修繕、あと馬形地区の防火水槽の改修、長尾地区と一の関地区、舟形ハリヨ地区は福祉避難所になりますが、消火栓の新設工事を実施しております。

2番 この成果表の成果のところで老朽化した消防積載車、すみません、その次ですね。経壇原地区の消防小屋改築等計画されています、行ったようですけれども、これは新しいポンプ車、消防積載車ですか、それを導入することに伴っての内容だと思いましたが、ちょっと計画になりますけれども、そのほかですけれども、消防ポンプ小屋、その辺が古くなって、これから修繕が必要だというところがあれば、教えていただきたいと思います。

住民税務課長 令和3年になりますが、同地区の消防ポンプ小屋が若干破損しましたので、10万円程度の修繕を行ってございます。あと、令和3年度につきましては長尾町内会から要望がありまして、壁が剥がれておりましたので、壁の修繕、屋根の一部改修を実施してございます。そのほかにつきましては、今のところ要望がございませんので、当初予算に向け、各部、各町内会の意向を調査してまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 140ページの9の1の2の消防施設費でありますけれども、成果表でいいますと96ページの真ん中のやつですけれども、(2)の備品購入費、小型ポンプ消防車2台、これは消防が老朽化してということでは分かるんですけれども、昨年度質問した老朽化した車両をオークションとかに売るという話を、前回言ったと思うんですけれども、それについて実施されたのか、また売れたのか。今後どのようにしていくかとお伺いします。

住民税務課長 昨年度の廃車した積載車につきましては、今ネットオークション、各オークション等、様々出ておりましたので、海外へ寄贈ということで手続をして、ベトナムとインドネシアへ送る予定となっております、ベトナムにはもう到着したということでお聞きしております。これにつきましては日本消防協会の寄贈の物品になります。

1番 それは町でオークションした、そういう感じだと思うんですけれども、例えば、消防団にポンプ車が老朽化して新しい車両が来ると、必要なものは、部で必要なものはある程度取り除いたりとかして、使えるものは使えとしていると思いますけれども、先日毒沢のリサイクルのところちょっと見たら、積載車を乗つける押し車みたいなのが1台あったような気がしたんですけれども、それは部で処分するような形なのか。町とかにそういうことするのか。話あるのかお聞かせください。

住民税務課長 現在のところ、不用になった備品等につきましては、ホースも含めて役場で処分してございます。

1 番 その町で処分するという形で、そこにある車両っていうか、何分団とか書かれていたんですけれども、それは部で勝手にやったということなのか、それ把握してなければあれなんですけれども、何分団何部と書かれていたので、ちょっとその辺確認してもらって、今後どのように町で管理してオークションにするのか。部に委託して個人で、結局部でもし出したとしても、その売ったお金とか例えば問題出てくると思うので、その辺今後確認してもらって対応していただきたいと思います。

住民税務課長 事務局としましては、役場で処分するので、役場に持ってきてほしいということ で団員には周知してございます。毒沢にある車については私のほうで確認しておりませんので、舟形町のものでしたら出している部に確認してみたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5 番 140ページ、141ページになります。141ページの備考の一番下になります。女性消防団運営経費補助金、これ10万円になっていますけれども、元年度のまるきり半分になっています。半分になった理由をお伺いします。

住民税務課長 昨年度、コロナ禍でなかなか事業ができないような状況でありました。女性消防団の申請は20万円いただきましたが、通常に残、その申請後の活動内容を確認しまして、当初半分の10万円からスタートし、もし活動で不足すればさらに20万円の範囲内で追加交付するということで、昨年度は10万円の補助を出しているところであります。

5 番 これ、運営費の補助金ですから、女性消防団員の減少によってこういうふうにしたのかなと、私個人的に思ったんですけれども、そうすると女性消防団が減ったからこうなったということではないという考えでよろしいですか。

住民税務課長 主に、女性消防で活動の補助がメインでありまして、する事業が少し、経費がかからないというのは、少なかったということもございます。また、若干ではございますが、今現在2名になりましたので、できなかった事業もあったかと思えます。全てがコロナで事業を縮小したという形でなく、若干やはり減少によりできなかったという事業もあるかと思えます。

5 番 96ページの成果報告書を見ますと、団員数うち女性が6名、2年度は6名いたということになるわけです。それで、今課長の答弁ですと、現在2名しかいないということですからけれども、女性消防団を増やすためどんな勧誘をしているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

住民税務課長 昨年度につきましては、まず1点、チラシを作成しまして、チラシを配布し募集した点がございます。あと、直接入っていただけた方にもお声がけをしましたが、なかなか入っていただけないというのが現状でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め第9款消防費について質疑審査を終結いたします。

第10款教育費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより、10款教育費の質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

5番 それでは、155ページをお願いします。155ページの備考の一番下になります。青少年スポーツ文化活動地域支援事業費補助金79万7,000円、この内容は成果表107ページに書いてございます。元年度よりも5万円ほど補助金が減っておりますけれども、この中学校の部活動の保護者会8団体の補助金になりますけれども、各部に配分する基準とか、何か遠征が多いとか、そういうものがあるんですか。

教育課長 配分に当たっては、均等割分と人数割というところを基準として積算しているわけですが、それにつきましても毎年教育委員会の中で、その内容について精査しながら配分額は決めているところでございます。

以上です。

5番 均等割が1つ、人数割が1つ。それでこういう額になっていると。分かりました。

それで、2年度の予算で105万円、当初予算つけてございます。105万つけてますけれども、79万7,000円しか補助金は出してない。これ、保護者会って非常に1万円、2万円の金が非常に大変なんですね。そういうことを考えれば、せっかく105万の予算を取っているわけですから、もう少し手厚く補助金を出してもいいんじゃないかなと思いますけれども、そのような考えございませんか。

教育課長 当初予算額の部分につきましては、ここに各団体への補助金出していますけれども、先ほどの申し上げた積算とは、別にユニホーム補助金という別枠の補助対象経費がございます。ユニホーム補助につきましても、団体競技等でユニホームの更新を行う際に支給するというので、順次野球部であったりバレー部であったりというのがユニホームを更新したりというので、予算を取っております。2年度につきましては、ユニホーム等の更新に該当する団体、要望された団体がおりませんでしたので、その分は支給しなかったということでございます。

内容につきましては、各部への均等割、それから人数割という部分につきましては、こちらでもできるだけ各部の事情というところもありますけれども、部によっては決算状況を見せていただいておりますけれども、金銭的に補助金の余剰金が多いですとか、いろいろな事情もございますので、そのあたりも加味して支給額の計算に反映させていただいているところでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 146、147ページになります。備考欄の4の日本一の給食食育推進事業についてお聞きいた

します。令和2年度当初予算が598万円で、執行額が379万6,874円ということで、当初予算に対して63.4%の執行率という金額になっているかと思いますが、まずはこの金額について説明をお願いいたします。

教育課長 日本一の給食食育推進事業ですけれども、まず1点目、当初予算で給食関係の備品購入に充てる関係の100万円の備品購入費を計上させていただきました。こちらの備品購入費につきましては、当初予算の審査にもお話しさせていただいたんですが、給食事業全体で小学校費、中学校費、給食費の中でそれぞれ出ている備品等の兼ね合いも含めて、必要な備品があればその予算を使って購入したいという答弁をさせていただいたんですけれども、2年度につきまして、そちらほかの小中学校経費で賄えた部分もございまして、この日本一の給食費からの備品購入は執行しなかったということで、不用額として計上させていただいております。

そのほかの経費につきましては、令和2年度コロナの影響もありまして、シェフの給食事業等も行ったんですけれども、通常ですと一緒に給食を食べるためにシェフにも学校に来ていただいて、一緒に食べてお話を聞く、その腕を、シェフの手腕を見せてもらうという機会も設けておったんですが、2年度につきましてはそういった事業も実施できないということで、報償費も減額になっている部分がございます。そういった事情で、当初予算計上額に対しての執行額の執行率という形になっております。

以上です。

2番 この事業に関しましては、先週も私質問したんですけれども、大変いい事業だと、私個人的には思っています。私の6月の一般質問の中で子育て支援というところで、小学校1年生あるいは中学校1年生に上がるときに、祝い金を支給してはという提案したんですけれども、町長からは魅力ある学校にしていくことが課題ということで、その中には日本一のおいしい給食食育事業がありますよという答弁がありました。この事業を遡って見ていきますと平成30年度が予算に対して101%の執行率です。令和元年度が85.9%の執行率で、令和2年度が63.5ということで年々下がっていますので、コロナの影響があるという答弁もあったんですけれども、コロナの影響で町内のお店屋さんだったり食材屋さん大変苦労した令和2年度だったと思いますので、有効に使っていただければ子供たちと商売をしている方両方に利益が上がってきたものと、私は思っていたんですけれども、その辺の内容をもう一度質問いたします。

教育課長 日本一の給食食育推進事業ですけれども、先ほど申し上げた備品と調理に関係する部分につきましては、事務系といいますか、内部の関係での経費ということになりますので、サービスの向上にもつながるわけなんですけれども、時間は随時そういった必要なものがありましたら、予算化して計上させていただきたいと思います。

主に、この事業でやはり子供たちにおいしい給食を食べさせるために、賄材料費というものを設けておりまして、食材購入のために町内業者から購入する際に、こちらの賄材料費で不足分を補っているという側面がございます。この金額につきましては、令和元年度の賄材料費は183万円ほどだったんですが、今年度、令和2年度につきましては215万円ということで、賄材料費の部分では前年度を上回っているような状況でございます。賄材料費で支出する中身については、通常の給食費で購入する中では賄えないような町内の食材の高額なものであったり、そういったものも含まれますので、例えば、地鶏であったり鴨であったりコイであったりと、いろいろ普段子供たちが食べられない、給食に出ないような食材もいろいろ工夫して郷土料理として出したり、あとシェフのメニューとして提供したりということで提供できるように措置しております。こちら、賄材料費につきましても使う食材によって、年によって金額にばらつきが出てきますけれども、こういった部分で高額で購入できないとか、こういうのが必要なんだけれど学校の予算がないとか、そういった不安を解消するためにも、その事業から支援をしまして学校給食をよりすばらしいものにして、子供たちに喜んでもらう、郷土愛を醸成するということに結びつける事業にしていきたいと思います。

以上です。

2番 今ほどの答弁の中で、食器とか材料とかいろいろ答弁ありましたけれども、この事業はやはり町の目玉になっているのかなと思って、当初の予算説明ですか、資料もこういう立派な資料があります。やはり、子供たちにはこの目的に書かれているのが、おいしいものを食べさせたいっていう本来の目的だったと思うんですけども、食器がどうのこうのという言葉は一切書かれていませんので、せっかく置いた予算が63%しか使われていないというのが本来の事業ですか、あるいは6月の私の一般質問での町長の答弁と、少し隔たりがあるのかなと思っているんですけども、その辺町長はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

町長 2番委員さんのご指摘のとおりでありまして、当初予算で町の重要事業ということで、議員の皆様方にも議会にも提示している事業であるにもかかわらず、当初予算額に比しますと大体200万円ぐらい使っていないという状況であります。やはり、子供たちに舟形町の農林水産物、そういったものをしっかりと食べさせて、舟形町のよさを知ってもらうという大きな目標があるのと、それから調理師さんたちの調理技術の向上も含めて、子供たちにおいしいものを食べていただくということが、大きな目標だと思います。

その中で、通常の給食の食器というものを温かい、できるだけ各家庭に近いような食器にできればという思いで、備品購入費等も認めてあったんですが、最近はどうも経年劣化している調理器具の更新ということもありまして、本来小学校とか中学校の給食費で、備品購入の更新なりをしなければいけないものを、予算があるということで日本一のおいしい給食食育

事業に振り替えて運用しているところもございます。

やはり、2番委員さんのおっしゃるとおりでありまして、本来の設立した当時の考え方からちょっと離れてきているなと思っております。そういったところも踏まえて、教育委員会と一からその考え方を、もう一度すり合わせをしていきたいと思います。やはり、本当に当初予算で説明した金額よりも、200万円も使われていない金額があるというのは、私も痛恨の極みでありまして、もう1回本当にどういうことがいいのか、やはり子供たちにはしっかりとおいしいものを食べていただくということ、先日ありました100グラム1,000円の牛肉という話にはならないかと思えますけれども、地のものをずっと季節、季節、旬の段階で出しているようにやっていきたいと思えますし、

ここに、成果表にありますとおり、各小学校中学校の補助金として出しているというところがございます、そうするとやはり栄養士の先生方が一手間二手間かかって、その事業に取り組まないという、ちょっと後ずさりするようなことがないのかどうか。これはしっかりと、補助金ではなく町の教育委員会として賄材料なりなんりの支出をしていく、そうすれば栄養士の先生方についての負担も減るのではないかと思いますので、そういった中でいろんな献立であったり、いろんなおいしいものがますます子供たちに提供できるように、そしてこのような残額がないように、そして舟形町の子供たちがしっかりと舟形のよさを分かっているように、魅力ある町としていくように努力をしていきたいと思えます。その点については、重ねて申し上げますが、教育委員会とよく話をして、来年度の予算編成に向けて努力をしてまいりたいと思えます。

委員長 2番委員荒澤君の本件に関する質疑は、既に3回となりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって特に発言を許可します。

2番 ありがとうございます。

給食に対して、私は小学校時代一番楽しい時間でしたので、しつこく質問させていただきま
す。今年度、598万円、令和3年度ですけれども、予算化されています。あと半年残っていま
すけれども、その見込み、現在の金額あるいは年度末の見込みをお聞きしたいと思います。

教育課長 本年度の執行状況につきましては細かい数字がございませんので、今申し上げられま
せんけれども、今年度も昨年同様にコロナの影響でシェフの給食ですとか、そういった部分
が令和元年度以前の状況とはちょっと異なっております。そういった分は、昨年度と同
様ということですが、賄材料費等の部分につきましては、今年度も町内業者からの購
入する部分というところ、小中、それから保育所への賄材料費としての町の支援として、昨
年以上に進めておりますので、執行状況につきましては昨年以上の賄材料費、食材の購入費
による執行が見込まれていると考えているところでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1 番 ページ数が146ページ、10の1の3、IT教育事業なんですけれども、この関連といったらおかしいですけれども、1人タブレットを普及したことによって、家庭に持ち帰るふうに今後進めていくと思うんですけれども、例えば、成果表の99ページの10の1の2、事務局費の成果の中で真ん中辺の②の図書室の強化にあった図書の整備によるというのは、向上を図ったとありますけれども、例えばこれからタブレットを持ち帰れるようなことになって、家庭学習もそうですけれども、図書館で勉強するということになったりした場合に、よくIT機器持っていれば電源確保とか必要になってくると思うんですけれども、今後でもあれなんですけれども、そういう取組をしていくのか。例えば、1人タブレットの電源をつないで充電できるような、図書館とか行くと、テーブルの下に、新庄さんとかに行くとコンセントとか設けられていますけれども、舟形町は今そういう状況じゃないと思うんですけれども、これからタブレット、ICT関係のことで持ち帰りのような勉強する環境を、今後どう考えているのかお聞かせください。

教育課長 タブレット、1人1台になりまして、今後の話ですけれども、持ち帰りとか通常の学校との往来、タブレットを使った学習が当たり前になってくれば、当然ノート、教科書と同じようにタブレットをいろんな場面で使う、家に持ち帰る、それから休みの日にいろんな施設で使うという場面も想定されるところでございます。今の話の中で、充電源等は当然電子機器ですので、充電が必要になるんですけれども、そういった充電器につきましては今のところは町でも、それぞれ個人で対応していただくという考えでありますので、学校における充電については学校で充電器がございますので、そちらで使うんですけれども、自宅ですとか公共施設で使う際の電源につきましては基本的には個人での対応になるということで、現時点ではなっておりますので、今後につきましては、そういった部分はまだ深く議論されておられませんので、今後上司とも相談していきたいという部分でございます。

以上です。

1 番 今後の話ですけれども、できるだけそういう環境整備等をしっかり進めていってもらいたいと思います。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8 番 146、147の10の1の2ですが、備考欄の5番、6番、基金の積立金、この内容をお伺いしたいと思います。

教育課長 まず、5番ふなっこ育成振興基金事業の50万円でございます。こちらにつきましては東京都の佐藤幸男様から30万円の寄附を頂いたものと、大成技術さんから頂いた20万円の寄附の分を充てて、50万円の積立金の財源としてあります。

それから6番目、伊藤茂未来を開く基金事業ですけれども、こちらは基金が設立してそこから中学校等の図書購入費などに充てているんですけれども、基金が減らないようにというこ

とで、そちらを財源として中学校に図書購入費として55万3,000円を使ったんですが、その分を一般財源から積戻ししているという中身でございます。

以上です。

8番 5番のふなっこ育成基金は、寄附金としてもらったやつを基金として積んで、基金をつくったと。伊藤茂さんの未来を開く基金については、本来ならば基金は、基金の額はあくまでも減らないように、運用益でもって、運用益の収益でもって運用するのが本来の姿なんですけれども、今の時代運用益が少ないから、これは致し方ないと思うんですけども、本来ならば基金を取り崩して、またその基金を取り返す、基金をまた積み増しっていうことは基金は一般財源から基金を積み増しすることになるわけだ。伊藤茂君からの基金ではなくて、一般財源の基金という判断、考えが私のなるんですけども、そんなのでいいのかな。

教育課長 この基金に関しては、私が言うのも何なんですけれども、伊藤茂が寄附をしたという形骸化をしないようにということで森町長の配慮といいますか、通常であれば8番議員がおっしゃるとおり基金を積み立てし、その目的で取り崩していくと、それがすっかりなくなってしまった段階で、基金がなくなるということではいけないんじゃないかということで、その名前が残るような形でこれからも継続してやっていくというところで、取り崩した分については一般会計から取り崩しているという意味での、今回の決算の内容です。

8番 よく分かりました。そうすると、基金は基金で取り崩したんだけど、取り崩した分をまた一般財源から積み増しして、基金はあくまでも何十年、半永久的に残す。そうするとふなっこ育成基金も、そのような考え方で理解していいのかな。

教育長 ふなっこの基金につきましては、教育振興基金ということで少し幅広での基金であります。町の単費で積立てという経過はありません。あくまでもご寄附を頂いた、教育に使ってくださいという寄附を頂いたものに関して、このふなっこ育成基金に積み立ててという処置を行っております。

町長 基金には2通りだったと思うんですが、それぞれの基金の運用の仕方がございます。ある一定の金額を積み立てて、そこから随時使っていくということで、だんだん原資が減っていくやり方と、先ほど8番委員さんがおっしゃいましたその利益維持というものから、その分で運用するという果実運用型ということで、2種類あるんですが、基本的にはふなっこ基金についてはお金を頂いたものを基金に積んで、必要なときに教育予算として使わせていただくということでありますが、伊藤茂未来を開く基金につきましては、舟形町出身で初めて運輸大臣になられたということで、伊藤茂様から亡くなられたときに500万円の寄附を頂きました。中学生の図書費に使っていただきたいということでありましたので、そこに町で500万円足して1,000万円の基金として運用するということなんですけど、先ほど言ったとおり、そのお金からずっと使い始めていくと、当然運用がしていけば減っていくわけです。そうすると、

伊藤茂未来を開く基金というのが、基金残高ゼロになったときに廃止をしなければいけない。せっかく篤志で500万円を寄附していただいたものを、未来永劫はやはり残していかなければいけないという思いの中で、基金に積んで必要な部分をまた基金から出してという一手間をかけてはいるんですが、やはり舟形町を代表する伊藤茂さんという方の篤志をしっかりと、舟形町としても未来へつないでいかなければいけないということで、第二、第三の伊藤茂さんが舟形町から出ることを期待しながら、そういう基金の運用の仕方をしているところでございます。

7番 それでは、156ページの10の4の2の公民館費の中で、この成果報告表の中110ページ、これの成果報告表の中の項目で質問させていただきます。予算書の中ではどこに入ってくるかわからないので、ここで質問いたします。

110ページの一番下の成果の本当の一番下の文言の中に、緊急事態宣言下には図書の宅配サービスを実施し、住民の利便性を図った。宅配サービスをしたということです。この実績についてどのぐらいの件数なり、どういった事業というのを、ちょっと分からないところあるものですから、詳しく予定をお願いしたいと思います。

教育課長 今年度、2年度コロナ禍ということで図書館に通えない、来れないという事情を配慮しまして、図書の宅配サービスを実施させていただきました。実績なんですが、町民の方から3件の方から5月中ですけれども、職員が申請のあったお宅にお邪魔しまして図書の本30冊ほど持参しまして、そこから選んでいただいて読んでいただく、借りていただくという形で実施した事業でございます。

7番 去年は急にというんですか、急にコロナが拡大したということで、3件ということで利用件数がちょっと少ないかなと、私思います。他町村の例を見ますと、やはり黄色く塗ったバスみたいなものに図書いっぱい詰めて回っているような町村もありますし、長引くであろうコロナ禍の中でこういった事業をもう少し拡大というよりも、もうちょっと図書を町民の皆様に見てもらう機会、宅配でなくても移動図書館のような形でやっても、この考えをもうちょっと広めていってもいいのかなと、コロナ禍が収まらない中ではそう思うんですが、そういった考えはないのか質問いたします。

教育課長 この事業を実施しました昨年5月限定だったんですけれども、中央公民館にも利用制限が入りまして、図書館に来れない人、使えないという状況がございましたので、図書を借りたい人のためにこういうサービスをやらせていただいたところです。今後の図書館、図書利用につきましては、やはり町としまして大人も子供も読書をしていただきたいということで、貸出し蔵書数の向上を目指しているところですが、移動図書館というように各地を回るということが、人的も経費的にもそこは今対応できないんですけれども、移動図書館は今のところはやる予定はございません。

ただ、各小中学校の図書室ですとか、子供たち用に今回とてにも蔵書、若干置かせていただきまして、そちらにいらした方が手にとってもらえるように整備もしてございます。毎年新書の購入ですとか、広報でも紹介をさせていただいておりますので、ぜひ図書の購入、町民の方が図書館の利用、それから読書の機会の創出というところにつなげていくために、いろいろと今後も考えながら取り組んでいきたいと思っております。

7番 ありがとうございます。何ですか、人の手配からしてちょっと事業展開、大きく展開すると思えないということですが、例えばどこの項目にあったか分からないんですけども、読み聞かせの方々が今コロナ禍でどういう事業をやっているのか、私把握してないんですけども、やっているのかどうかも分からないんですけども、こういった移動図書とかそういったものの中に、例えば昔の紙芝居みたいなものを、各こういう移動図書館とか図書の配達とか、そういうものを絡めてそういう読み聞かせ的なものをやってみても、非常に面白いんじゃないかなというふうにも思うんですけども、今読み聞かせとかも含めて、そういったあたりの活動がどうなっているのかも、併せて質問いたします。

教育課長 読み聞かせ活動につきましては、おかげさまで団体の方々の協力を得まして現在も小中学校、保育所のほうで継続して取り組んでいただいております。それに加えて、年に月見読書会であったり、雪見読書会、そういうイベントも実施しながら読書活動の振興に取り組んでいるところでございます。

今後とも、それで今7番委員さんがおっしゃった意見もアイデアとして承りまして、今後読み聞かせ団体で活動を広げたり、活動を考えていくための参考とさせていただきたいと思えます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 149ページになります。小学校管理費の中で、(5) 需用費の①に消耗品ということでございます。506万円になっております。元年度では206万と、300万円ほど消耗品費が増えております。約2.5倍近くにもなっているんですけども、内容をお聞きます。

教育課長 消耗品の増額ですけども、主に教師用の指導書の購入の分として充てた分が、細かい数字がございませんけれども、200万円以上の教科書、指導書購入に該当させております。

5番 指導書の購入っていうのは、指導書って何、毎年購入、何年かに1回購入するんですか。

教育課長 指導書に関しては、昨年度学習指導要領が改訂されて1年目であります。教科書も小学校が変わっています。今年度については中学校が改訂されまして、その関連予算について本年度対応することに。

5番 指導書の購入で、200万円の増というただいま答弁でしたけれども、300万円ほど増えているんです。あと100万円というのは、その内容をお願いします。

教育課長 今、手元に手持ちの伝票、資料がございませんので、正確な金額は不明なんですけど、200万円と申し上げましたけれども、300万円に近い金額での購入となっておりますと記憶しておりますので、細かい数字につきましては後ほどお知らせさせていただきたいと思います。

7番 それでは、158ページ、10の4の3の文化財保護費、成果報告書の111ページ、私も興味のある分野で一般質問もしましたので、もう一度質問させていただきます。文化財保護委員の教育なり、今後の指導という部分に関して質問しますけれども、この事業内容の報告の中に文化財保護委員の活動が記載されています。私、ぜひこういう何ですか、保護委員の活動の中に、町内会長研修のようないろんなところに行く研修を加えてほしいわけです。例えば、山形市にある美術館とか、いろんな神社、仏閣等にある仏像とか、そういったものを見ることで、目が養われていくという部分が出てくるんだと思うんです。そこを私は期待したいし、ぜひ、ここにそういう研修が載っていないのが非常に残念に思うわけです。そういう考えについて教育委員会、どういう考えを持っているのか質問いたします。

教育長 文化財保護委員の研修につきましては、やはりおっしゃるとおり大事ななと思っています。いろいろ、昨年計画の段階といいますか、コロナの関係で委員の方も高齢の方もいらっしゃる、なかなか一緒に研修にというのは難しいということで、昨年は県の巡回相談に立ち会ったり、もしくは大人塾でのいろいろ町の史跡等の案内役を買って出ていただいたりという活用の仕方をしておりますけれども、やはり今後いろんな視野を広げていくためにも、いろいろ課題を整理しながら研修の場をつくりたいと思います。

7番 ぜひ、山形県には5つの国宝もあるそうで、その1つは舟形町、ものはないですけども、出土地は舟形町ということで、ぜひそういったことも含めて鶴岡に行ったり、米沢にも刀の国宝があったり、ぜひ研修をしていつていただきたいなと思います。

この成果報告表の(2)の③の中に、文化財保存活動団体の補助ということで、私勘違いして質問した件ですけども、これについての規定というんですね、規定といいますか、上限幾らとか、例えばこの3万なり9万6,000円なりというものが出てきていますけれども、これはどういった規定と上限金額とかあれば、そういったものに基づいて出されている補助金なのか質問いたします。

教育課長 この補助金につきましては、特に上限というものを定めているものではございませんが、管理にかかった経費ですとか、修繕にかかった経費ですとか、そういうものを予算の範囲内で執行しているということでございます。

以上です。

7番 そうですか。上限金額あると思っただけということですけども、ちなみにその予算の範囲内というのはどういう範囲内なのかどうか質問いたします。

教育課長 この111ページに載ってある団体に2年度は補助したわけですけども、当初予算の

要求のときにある程度こういった要望とか、かかった経費等については把握しながら、当初は予算を要求しているところでございます。例年、管理等かかっている経費が変わらないということで、毎年そういった管理部分については同じような金額の支出となつてございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 154、156ページ、成果報告書は107ページ、青少年スポーツ文化活動、スポーツ少年団保護者への活動補助なんですけれども、先ほど5番議員から質問があった均等割、人数割というもので、これを予算化しているということは分かりましたけれども、ちょっとあまりにも違うものですから、これほかの部は4,000円強から1万円以内、8,000円ぐらいな、1人当たりこのぐらいだと思うんですけれども、相撲部だけ1人6万2,000円とありますけれども、これ特殊な何か事情とか分からないので、分かる範囲でいいですけれども、お聞かせください。

教育課長 相撲部につきましては、均等割の部分がほとんどになるということになるかと思うんですけれども、先ほど1点説明のときに抜けてしまったんですけれども、均等割、それから部員数の人数割という部分、説明をさせていただきましたが、そのほかに部の中で指導員をお願いしている部につきましては、その部分の部活動指導員補助という形で、その部分も上乘せして支給させていただいている部分がありました。先ほど説明が漏れました。申し訳ございませんでした。

その基準に基づいて、ここの金額につきましては積算しておりますので、特に相撲部に対して手厚く金額を上げているという内容ではないと考えています。

4番 分かりました。金額が多いからどうのこうのって言っているわけではなく、特出していたものですからどういう内容なのかと、1人しかいない、指導者に対しての謝礼とか様々、いろいろ部活動やる場合に必要な経費なんだろうから、これは何ら問題ないと思っております。ただ、先ほどからも言っているとおり、部員1人で均等割の部分でほとんどだということだったので、それは納得しましたので、分かりました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 145ページになります。10の1の2の中で備考のところに放課後若鮎塾実施委託料ということで、放課後若鮎塾は大変親御さんにとってはありがたい事業なのかなと、私は思っています。8月18日、私たちコロナ感染症特別委員会ですか、そこで放課後若鮎塾を視察してきましたわけなんですけれども、子供たちが遊ぶピロティですか、そこが当時ですけれども、どうも風通しが悪くて大変暑いという感じを持ちました。金額がどうのこうのという質問じゃないんですけれども、その後、今現在大分涼しくなっていると思うんですけれども、あの部分の北側の雪囲いといいますか、それを外して風通しを良くして遊びやすい環境をとという視察終わってからの話もあったんですけれども、その辺の今の状況を教えていただきたいと思っております。

教育課長 先般視察していただきました事業につきましては、放課後児童クラブの活動ということで、3款民生費の事業でございます。この今お示しいただいた若鮎塾につきましては、学校以外での町で手だてをしている塾ということで、小学校のピロティにつきましてはこちらの活動には使っていませんで、放課後児童保育で、放課後児童クラブで使っております。

なお、周りのそがきの部分ですけれども、あそこを毎年解体したり、設置したりということが、かなりの手間がかかるということもございまして、この取り外しにつきましては今行っていないという状況でございます。

2番 大変は大変なのはよく分かりますが、こんなコロナの状況ということで換気という言葉も、今世の中に出ています。私の家族もあそこで遊んで、よく家で話すことがあるんですけども、暑くて暑くてエアコン欲しいというんですけども、エアコンは無理だねという話していますので、そういう声もぜひ聴いていただきたいと思います。その辺の今後の考え方、教えていただきたいと思います。

教育課長 舟小のピロティにつきましては、こういった状況下ですので、換気等については十分注意しながら活動していただくということで、進めていただいていると思っております。

今後について、新たにそこをどういった整備ということにつきましては、今のところそういった予定はございませんので、またそのような必要性を検討することが今後あれば、また上司と相談しながら進めていきたいと思っております。

2番 答弁は必要ありませんけれども、ぜひ適切に判断をしていただきたいと思います。

以上です。

委員長 それでは、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 それでは、午前に引き続き会議を再開します。

質疑の前に、午前中の質疑の中で教育課長からの質問に対する答弁がございますので、ここで教育課長、答弁をお願いします。

教育課長 149ページの小学校管理事業費の消耗品でございます。前年度比で249万3,000円になっている内訳でしたけれども、指導書の教科書、こちら152冊購入してございまして、金額が305万6,350円でした。

以上です。

委員長 それでは、質疑を受けます。よろしくをお願いします。

1番 150ページの10の2の3の給食費の備考の備品購入費、今中学校とも関連してくると思うんですけども、それぞれ何を購入されたのかお聞かせください。

教育課長 小学校給食事業の備品購入費でございます。自動食器洗浄機の更新をしております、全額この経費に充てております。

以上です。

1 番 では、中学校の備品購入は何でしょう。

教育課長 それでは、155ページの中学校給食事業の備品購入費でございます。こちらは食器消毒保管庫及び冷凍庫、それから洗濯機の購入をしております、合計139万5,266円ということでございます。

1 番 ありがとうございます。以前、スチームコンベクションでしたか、それ買ったときあると思うんですけども、ページというか、日本一の給食関連ですけども、鮎焼きを提供していますけれども、その鮎焼きというのは若鮎温泉からの提供なのか学校で焼いているのか。その辺。

教育課長 焼き鮎につきましては、給食のときにその日のうちに焼いて提供することができませんので、若鮎温泉から焼き鮎を購入して提供しているところでございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9 番 158、159ページ、10の4の3文化財保護費、7番委員も質問しておりましたが、成果表111ページの一番下の成果のところの下3行、文化財保護委員による町指定文化財2か所、指定として検討しようとするもの4か所、その他町の文化財遺産6か所の巡回とありましたが、この指定した2か所、指定を検討している4か所、あと文化財で6か所巡回した目的を教えてくださいたいと思います。

教育課長 111ページに書いてございます巡回の件でございます。町指定文化財につきましては、新山神社の鰐口、それから念仏の松、それから指定として検討するもの4か所につきましては長尾熊野神社のイチョウ、一の関のトチノキ、長沢のセンノキ、長尾熊野神社の絵馬で、文化財遺産6か所につきましては、長沢八景の句碑が経壇原等6か所ということで、巡回させていただきました。目的ですけども、やはり町内の文化遺産についての現状を把握ということで、巡回したようでございます。

以上です。

9 番 新たに、指定するもの、候補としてということで、ぜひ十分検討していただいてほしいと思います。なお、6か所巡回しての結果といいますか、対策を講じるようなところかなかったのか、これも併せて質問したいと思います。

教育課長 今回の巡回した結果でございますけれども、課長補佐より答弁をいたします。

教育課長補佐 巡回した結果についてですけども、指定として検討を要するものの4か所のうちの1つ、長沢のセンノキにつきましては落雷による損傷、倒木が見受けられまして、こちら

について検討を要する文化財から省いたほうがということになりました。ほかのところは異常なかったものですから、そのままになっています。

以上です。

9 番 舟形町民にとってはやはり文化財というものについては、今後後世に引き継いでいく必要があると思います。そういった中で、やはり小まめに文化財指定なっているところについては巡回をしていただいて、破損とかないか、併せて異常がないか含めて、巡回をもう少し強化したほうがいいんじゃないかと思いますけれども、その辺の考えをお聞かせください。

教育課長 今回も、巡回によって分かった部分もございます。巡回につきましては定期的にこのように巡回しておりますので、特に情報等ありましたら、特に行うということもあるかもしれませんが、これまでどおり適正に巡回確認はさせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2 番 146、147ページのIT教育事業の内容について質問いたします。まずは、成果報告書103ページの中で、成果ですけれども、特に小学校中学校の児童生徒1人1台タブレット導入という事業、タブレットを与えてコロナの感染症からの予算で充当されていると思うんですけども、初めての導入の年ということで、何か問題というところが、教員側、先生側、あるいは子供たち側から、何か問題があったような事例があったのか、ないのかお聞きしたいと思います。

教育課長 令和2年度につきましては、各種国の補助金等の予算を使いまして、整備をまずさせていただいたということで、年度末の整備になりましたので、2年度については学校に配布したということと、学校にこれから使ってほしいというお話をしております。

使ってみてのという話ですので、今年度のお話を若干させていただきますと、今年度につきましては昨年度整備した校舎の校内の情報環境を使って、1クラス分でネットにつなげて授業してみたということで使っておりますけれども、どうしても速度が遅いということが判明しまして、その原因を探ったところ、契約のNTTとの契約の内容が大容量の通信に至っていなかったということで、同時接続台数が五、六十台での環境ということでしたので、その結果を受けて早速契約を見直しまして、大容量で通信できる契約に今年度変更させていただいておるところです。

2 番 じゃあ、早速対応なったことと認識します。これから、タブレットを使った授業がもっと進んでくると、またそういう問題が発生するのか、ないのか。その辺は把握しているのでしょうか。

教育長 町のパソコンの導入については結構付け足し、付け足しで来ている部分がございます。そういう付け足しの中で、今回一気にタブレット1人1台端末という状況になりました。ご

理解いただいて導入したところなんですけれども、先ほど教育課長が申したとおり、やはり1回でみんなで使うと、なかなか速度が遅くなるということがございます。全般的にやはり環境面でのアセスメント、必要なのかなと、私思っています、来年度ぜひそういった面でもう1回、アセスメントを業者さんから見ていただくような予算もお願いしようかなと考えてございます。今の段階では、そういったクラスで一気に使うと、なかなか思うように進まないという状況が講じております。

あとは、これから各家庭に持ち帰ってということで、またコロナ禍でリモートとか生徒指導面における子供の管理面、連絡網とか、そういったいろんな使い方があります。一番やはり効果、学習に必要な学力向上のために、やはり授業づくりで活用していただくこと。それと家庭で使うためのいろいろ調べ学習であったりした場合、ネットにつなげるとどうしてもいろんなところにつながっちゃうというところもあり、情報モラルの教育も必要になるのかなと思います。

今、小学校、中学校の校長先生にも言っているんですけれども、子供たちも先生も初めてだということで、あとは先進地の情報モラル的なところのルールはガイドラインとして決めて、やっていく中で子供たちと話をしながらm運営についてのルールづくりも必要なんじゃないかという指導をしえいるところであります。

2番 やはり、私の世代では全然想像もつかない学校の授業の風景かなと想像しております。ぜひ、子供たちもこういうタブレットなりインターネットなり使いこなし方が急速に、もう既に覚えている子供たちもいっぱいいますので、それに遅れないような対応の仕方、ぜひお願いしたいと思います。答弁は必要ありません。

9番 162、163ページの2の運動公園管理費、成果表でいうと120ページ、執行額として12万6,135円でありますけれども、この町民グラウンドというのは、我々若いころには野球での使用、また町民運動会での使用ということで、非常に利用度が高かったわけです。最近の状況を見ますと、子供たちの遊び場、町民スポーツフェスティバルですか、そのとき使う、若鮎祭りのときには駐車場として使っているようでありますけれども、何を言いたいかというと、堀内出張所のグラウンド、あそこは非常にスポ少で何ていうか水はけがよいと、また親の応援にとっても木があって日陰になって、応援もしやすいという理由なのか分かりませんが、かなりの台数の車が集まってきているし、非常ににぎわいをしているところであります。そういった中で、もっとこの町の野球をはじめとするいろいろなイベントの中で、町民グラウンド使えないのかどうか、この辺についてお聞きしたいと思います。

教育課長 町内でのスポーツ活動ということで、これまで町内各所にいろいろ施設あるわけなんですけれども、町民グラウンドについては先ほどご質問にあったとおり、子供たちが休みのときに遊んでいる風景を見かけるぐらいで大きな大会とか、そういったものには活用してい

ないという状況でございます。

ただ、先ほどの農村環境改善センターのグラウンド等、スポ少で主に活用していただいておりますし、町内にある各施設の中でそれぞれのニーズには賄えているのかなという考えも、反面ございます。町民グラウンドを、差し迫ったニーズがないという今の状況でございますので、管理はしていかなければと思っておりますけれども、必要に応じてそのあたりは対処していったって、全てのグラウンド等の、たくさんあるグラウンド等全体で考えて、活用を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

9番 町の考えとしては、これまでどおりの利用でいいんだという理解でいいということですね。これ、何とか町で力を入れて、今の町民グラウンドの活用を高めていきたいという考えはないという理解でいいですか。

教育長 今、課長が申し上げたのは差し迫った活用の要望は、今ないという状況です。ですので、やはり現状維持で管理していくということを、今現在の対応とご理解いただければと思います。

町長 今、教育長がおっしゃったとおりなんでございますが、なお現在部活動の在り方というのが変わりつつありまして、先生方の働き方改革として部活動というものがなくなりつつある方向にあります。その中で、今度今文科省で考えているのが地域スポーツクラブということで、地域の指導者が部活なりを兼ねたクラブ活動に変えていくということであります。

その中で、やはり施設等の整備をどうするのかということが問題になると、文科省とかオリンピック組織委員会とか、副会長をしています遠藤先生とお話をする際に、今後はどうするのかという話をお聞きしたときに、新たな施設を造るのではなくて学校、小学校、中学校等の公共施設を地域の方々が利用できる形の、そういう整備の仕方が主流になるということでもございました。

したがって、そういった情勢を見ながら、本当にその町民グラウンドを利用するということが多く要望があれば、対応していくということなんですが、社会的な流れとしては各学校の公共施設、今は中学校の校長先生とか小学校の校長先生の管理下にあるんですが、日中は校長先生方の管理下、それ以降夜間とか早朝については、各公共自治体で管理をするような法整備を進めていくというお話でございましたので、今後そういった情勢を見ながら整備の在り方について検討していきたいと思っております。

1番 162ページの10の5の3、BG海洋センター管理費でありますけれども、成果表が121ページです。利用客を見ますと町内利用、町外利用者と載っておりますけれども、これは今町長言いました、今後の地域スポーツクラブに変更した場合にも伴う話だと思うんですけれども、今部活動で野外競技、中学校グラウンドだったりとかしているわけですが、部活動が

らクラブ活動に変わっていく場合に、室外競技で雨天時の練習場所が今の段階では部活動の曜日も決まっております、雨天時に重なる部があって、部活動ができない状況が出ているようです。実際、そうやって野外の施設等もありながら、実際野外スポーツの方の雨天時に練習する場所が、場所はあっても例えば長沢小とか、いろいろあるんですけども、部活動、クラブ活動に関連した場合に、子供たちの送迎とかも加わってくるわけです。その点、例えば今場所がB Gの話なので、B Gで使っている競技があると思うんですけども、実際雨天時はそこも使えないという状況になって、じゃあそこをどこで使うかといった場合には、今使える場所がなく、部活動とかクラブ活動は中止になることが起きているようです。その点についてどういう対応を今後取っていくのかお聞かせください。

教育課長 クラブ練習につきましては、夜間練習をしているわけなんですけれども、その際天候が悪化したりすると室内に移ると、中学校であれば中学校の体育館を使うということですが、複数の団体が使えないときがございます。そういったときの対応については、学校としては体育館の使い方を、使いたいクラブ間で話し合ってもらいたいということを、まずしていただいております。どうしても、外では前半、後半に分ければ当然時間は短くなるということもございますので、そこはクラブ同士の話し合いということになるかもしれませんけれども、クラブでの活動ということですので、中学校の体育館に限らず、自分たちでいろいろと探していただいて、その場所で活動していただくということも、参加者の方で話をしていただければ、まず、いいのかなとは捉えているところでございます。町内の施設は減免で施設利用できますので、町内施設で空いているところはないかというあたりも、各クラブでその日、その時間にどうしても練習したいんだということであれば考えていただいて、その上で対応していただければと思っておりますけれども、今の段階ではまだ町内の施設、全体的に考えて足りなくなっているという状況ではないと把握しておりますので、まずはクラブの練習、スポ少の練習場所、悪天候のときはというところについては、そのスポ少なりクラブなりでいろいろと考えながら対応していただきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め第10款教育費について質疑審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。

7番 それでは、166ページ、11、2の1公共土木施設災害復旧費、この中の繰越費、このページでいうと2,731万1,000円が167ページになりますと、2の1で書かれております繰越事業についての質問をさせていただきます。今回は事業の内容というよりもお金の流れでちょっと

分からない部分があるものですから、そこを中心に質問になるかと思います。

まず、2,731万1,000円の繰越し、ここに記載されている繰越しというのが、令和元年度から令和2年度に繰り越された金額ということで、ずっと遡ってみますと3月の補正で出された金額が3,350万円がまず少なくなって2,731万円となったわけですがけれども、当初概算で大きく見ていたにしても、この2,731万円まで下がった要因、令和元年度から2年度に繰り越した金額3,350万円から、実際には2,731万円になったその要因を質問したいと思います。

地域強靱化対策室長 ただいまの質問に対してお答えします。初めに、3,350万円の内容としましては、補正予算の時期が1月頃の見込みでの数字となっておりまして、その後に3月で工事発注が全て完了しております。そのときの数字が工事の請差の減と、その後工事の中で変更となる分を予測した数字で見込んだ数字が、2,731万1,000円という形の内容となっております。

以上です。

7番 そうしますと、請差分とかが出てまず、3,350万から2,700万円ということで、かなりの金額が減額になったということなんですけれども、その中の167ページの款項目の一番最後繰越事業不用額476万3,000円何がしというのが出ていますけれども、このぐらいの不用額を出したというこの要因についても質問いたします。

地域強靱化対策室長 そちらの繰越事業不用額につきましては、先ほど2,731万1,000円と言った内訳が、工事の請差分の減と変更工事の予定額分を見込んだ数字でその数字になっておりまして、変更工事が予定した分が当初のままでしたという中身になりまして、その不用額分が476万3,530円という形になっております。

以上です。

7番 そうして見てもらいたいページがありまして、歳入なんですけれども、災害復旧工事費のちょっと待ってください、委員長、探すの時間かかりますのでちょっとお待ちください、災害復旧工事費の町債のページ、繰越しで800万円ほど町債を立てているページがありました。49ページの町債の一番上、繰越しの災害土木災害復旧工事費800万円ってありますよね。見つけていただけましたか。今回の決算書49ページの一番上の項目、繰越しR 1 災害土木公共土木施設災害補助分ということで800万円。80万だから800万ですよ。

つまり、2,731万1,000円の決算の数字の中に800万の町債、借金が含まれているということです。借金をして工事をしようと思ったけれども、476万も不用額を出してしまったという、ここを私はこれはどうなのかなって思うんです。請差がまず出たってということなんですけれども、その何ていうんですか、3月補正でもう承認もしていますし、事業の計画も立てて発注もしているということなものですから、要するにここの精度を高く持てば無駄な借金、800万も借金をすることがなかったんじゃないかと考えるんですけれども、これは私も詳しく、

この金の流れは分かりません。だから、聞いている部分もあります。ですので、ここら辺の精度を高めないと、この借金額が増えていく方向に行くんじゃないかという懸念を持っているものですから、質問をさせていただきます。

総務課長 災害復旧事業での繰越事業でございますけれども、すみません、令和2年6月9日からの6月定例会の際に、令和元年度から令和2年度への繰越明許費の報告をさせていただいてございます。災害復旧事業につきましては、これまで議員発言のとおり、当初3月補正、繰越しの総額上限額を議決していただきました。この6月定例会のときに報告した内容としましては、2年度に繰り越す額として先ほどから申し上げている事業費2,731万1,000円でございます。この財源も一緒に繰り越しているということで、これも報告してございます。その内容としては、国県からの補助金として1,441万7,000円、それから地方債として820万円、一般財源として469万4,000円という財源の内訳も、併せて報告してございます。

地方債の800万についても当初予定としては820万の起債を活用して、この災害復旧事業をやりましょうということで計画しておって、実質800万の起債で済んだということで、おおむね計画どおりの事業が行われたということで、財源ベースから見ればそういう分析ができるんじゃないかなと考えてございます。

総務課財政主査 記載につきましては、見込みではなくて実際にかかった工事費について、実際には借受けすることになりますので、議員が心配されているように、最初の予算で借りて余計な借金をしてしまうんじゃないかというところにはならなくて、実際かかったものについて、起債、借金をすることになりますので、大丈夫かと思います。

以上です。

委員長 7番佐藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって特に発言を許可します。

7番 ありがとうございます。それでは、もう一つ、私も分からない部分がありながらの質問ですからお聞きしますけれども、例えばこの繰越事業と繰越金というのは金額と工事額が決まっている、工事内容が決まっている事業だとばかり認識していて、その繰越金をさらに翌年度へ繰り越すということができない事業だと認識しておったんですけれども、例えば今回こういうふうに多額に繰越事業の中で不用額が出てしまった場合、これは来年度への繰り越しで切る金額となるわけですね。

だと思っておりますけれども、そうじゃ、この476万3,000円というのは、もう不用額の中の一般の事業の中のものと全部合わさって、その裏の年というか、来年の年に繰り越されてしまうわけですね、だと思っておりますけれども、果たしてこの不用額を出してしまう際に、その不用額の上限とか、何ばまでの不用額なら認められるというのが、繰越事業に関してですよ、そういうルールというものがあるのかなと、今回私思ったものですから、これ不用額を何ば

出しても再来年度、令和元年度から見たらもう再来年度に繰り越されてもいいお金になってしまうのか、そこら辺のところの答弁をお願いしたいと思います。

総務課長 今のご質問でございますけれども、繰り越す際の繰り越した後の不用額のルールということはまずない。はい。いわゆる不用額については、まず繰り越した事業と予算と財源ということで、この中で使わなかったものになるわけですが、いわゆる一般財源ということでこの不用額については使われるものであって、これがまた次の年に繰越して事業ができるというものではなく、あくまでこの事業単位で考えていただければと思います。

様々、繰越事業の制度そのものを全て説明するにはちょっと時間が足りないと思いますので、この内容でご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 168、169、11の3の4、郊外復旧事業77万とありますけれども、農地の陥没したということですが、場所はどこなんですか。

地域整備課長 郊外復旧事業の場所につきましては、ユスナゴ地区になります。ちょうど、尾花沢の処理場の毒沢の下の方地で、元の長太郎温泉の向かいよりもちょっと下流になります。今年度、工事発注しております。

以上です。

4番 ユスナゴ、郊外ということは亜炭の陥没したということでだと思いますけれども、今年度、3年度発注して今年度でこの事業は終結するということでしょうか。

地域整備課長 今年度終結予定、終結を見込んでおります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 それでは、先ほどの質問をもう1回だけ聞かせていただきます。要するに私の聞いたかったことというのは事業、まず四百数十万円の不用額をまず出してしまっているということに対して、それには800万の起債は含まれていないということですよね。それは一つ分かりました。

もう一つ確認しておきたいのが、繰越事業は繰越事業と金額がもうちゃんと決まっていますよ、そういう事業ですよと、私ずっと認識、今までしてきましたので、その金額の中で全てが収まってしまうんだと思っていました。よく見れば分かる、今までも気づけばよかったんですが、こういうふうにならなければならぬ、この不用額はもうオープンな予算になっていくということですよ。もうオープンに使える、何にでも使える予算476万3,000円になっていくということなのかということが聞きたいわけです。

以上です。

町長 地方公共団体の予算につきましては、単年度主義ということで、その年に予算編成したものをその年だけで完結するというものが、原則であります。ただ、その例外措置として繰

り越しという制度があつて、前年度に予算したものを次の年使えるものとしては、繰越明許する、それから事故繰越し、継続費という、それぞれのものによって違うんですが、そういう制度がございます。さらに付け加えますと、予算はついていないんですが翌年度以降も支出が見込まれるようなものについては、債務負担行為というものがあります。

それらがまず一つあつて、今回の繰越事業については、例えば1,000万の繰越明許で調整して議会から承認をいただいたと、しかし、実際に施工したら800万で済んだ、200万円はということなんですが、先ほど総務課長からもありましたとおり、繰越明許については繰り越す財源もつけてということになりまして、国庫補助金、災害の場合ですと国庫補助金、さらにそこに起債を起こせますので、起債もということになるわけですが、先ほど財政主査からもありましたとおり、起債についてはしっかりできたものに対してそれをしっかり借りるということになりますので、余った分の200万円のものについて起債を借りられることもございませんし、例えば災害の場合ですと、その補助事業で決まった補助率がありまして、その補助金も変わることはありません。そうすると、何が残っているかという一般財源だけです。補助事業100%完成させようとする、100の中で100を使い切ることは難しいので100であれば110%ということの一般財源をある程度つけて予算の余裕を持って繰越事業もつけていくということです。

このたびは四百数十万ということで、少し余裕が多かったようなので、少し疑義があるかもしれませんが、この四百数十万というのは元年度の繰越事業ではありますけれども、実際に行われたのが、実施されたのが令和2年度でありまして、そうすると令和2年度の剰余金の一部ということで、一般会計の剰余金の中にこの480万円が含まれているということになります。ですから、繰越事業でまたさらにその補助事業の繰越しということには、制度上もなりませんし、今回のように、480万、少し不用額が多いようでございますけれども、一般会計剰余金のほうに残っているということになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め第11款災害復旧費について質疑審査を終結いたします。

第12款公債費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより、12款公債費の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め第12款土木費について質疑審査を終結いたします。

第13款予備費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより、13款予備費の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め第13款予備費について質疑審査を終結いたします。

これで、一般会計の審査を終結いたします。

ここで説明員の交代のため、暫時休憩します。説明員は速やかに交代してください。

午後1時52分 休憩

午後1時55分 再開

委員長 会議を再開いたします。

認定第2号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 国民健康保険特別会計事業勘定の審査を行います。

読み上げをお願いします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。

4番 178、179、1款1項1目、4番目の医療給付延滞繰越分、収納率ありますけれども、前年度から見るとこの次、4と6か、後期高齢者まで含めて約15%近く収納率がアップしていることについては大変感謝申し上げているところではありますが、なかなか35%台、1回止まった金を集めることは大変だと思うんですけども、何でこの程度で収納率が収まっているのか、これ以上は無理なのかについて伺います。

住民税務課長 滞納繰越分の収納率になるかと思いますが、いろいろ納税相談等いたしまして極力頂けるように努めておりますが、現年度分の国民健康保険の課税もありますし、なかなか伸びないのが現状でございます。

4番 確かに、アップしています。アップしているということはそれだけ頑張っていることも求めますし、大変なご苦労だと理解をしておりますが、なかなかやはり幾らかでも収納率を今後もアップしたりして努力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁はいいです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 それでは、182ページの繰入金、6の2の1の繰入金、これゼロなんですけれども、この決算書の一番上のページにある基金残高2億1,500万何がしあるわけなんですけれども、繰出しがないことはいいことなのか悪いことなのかという話にもなるかもしれませんけれども、つまり国民健康保険が何かあったときのために基金を積み立てていると思うわけなんですけれども、財政支出があったときにやはりここに繰入金として入ってくる数字がないということは、動

きがないと見えるわけですがけれども、その中でいうと支出でいいますと2,700万、これは何ページだったかな、積んでいるわけです。すみません、ちょっとすぐ出てこない、2,700万円ほど、194ページに2,700万ほど積み立てていると、こういう状況に今なっているんだと思うんですが、こういったお金っていうのは国民健康保険税を少し安くできる要因、基金がたくさんあれば、何年かはもらわなくてもいいという、そういう要因につながっていくんじゃないかなと、私いいように感じているんですが、この繰入金つまり何かを支出するために使わない理由、繰入金ゼロ、この考え方、これについてどういう考えで行っているのか質問いたします。

健康福祉課長 ただいまの基金についてのご質問でございますけれども、こちらについては町で国民健康保険の運営協議会というものを組織しまして、検討していただいていることでありますけれども、税率の改正については基本3か年に1回の見直しとなっております。この基金の繰入金がないということでございますけれども、こちらについては平成30年度から保険者が県に替わったということで、県からの納付金を頂いて医療費をこちらで、町で支払っているという形に変わしまして、こちらの基金につきましては税収が減ったとか、特別な理由があった場合に、基金を取り崩したりして充当するという使い方になってございます。

基金が、今2億何がしというお話もありまして、そちらについては平成30年度から保険者が県に替わると、制度が大きく変わったところもありまして、どういうふう国保の財政が動くのか、30年度、元年度、2年度と見てきたところでありますけれども、3年ぐらい新しい制度になってから経過してきておりますので、来年度以降の見直しの時期につきまして、こういった基金の活用も含めて、今委員おっしゃるように、保険税の値下げなども含めて検討していきたいと考えています。

7番 複雑、我々にとっては複雑な国民健康保険制度なんですけれども、かすかにここのあたりは我々がいじれるといいますか、こういった使い方について国民健康保険料が少し安くできるんじゃないかと、委員会があるとおり高くしなくちゃならないんじゃないかと、ここら辺が少し協議できる部分なんじゃないのかなと、いつも思っております。

そして、その中に繰入金がなく支出も基金積立金のみということで、非常にそれは健康な方が推移しているという捉え方でいいことだと思うんですが、今課長の答弁の中で県からの繰入れというか、県から来たお金を使っているという話ですが、県にはこういった基金の積立金制度というものはあるものなんでしょうか。県の積立金があるのかどうか質問いたします。

健康福祉課長 ただいまのご質問でありますけれども、県は県として保険者として財政を持っております、こういった基金についても県としても持っています。

7番 そこがまず重要なところでありまして、県も基金をきちんと持っていて、県民の、我々県

民ですけれども、県民のそういった特別な支出のときに財政出動ができる準備があると。舟形町は舟形町でも2億2,000何ぼでしたっけ、何がしのお金を持っているということで、やはりこの舟形町のある程度のダブルの、保険といえば保険なんですけれども、やりこら辺はもう少し自由度の高い使い方をして、保険者に何らかの、はっきり言えば少しは安くしたり、何年か保留でいいんじゃないかとか、そういう見直しというのは、やはり今後先ほど言った委員会の中でもぜひとも講じていていただきたいものだと思うわけですが、その二重保険がかかっているということについて、どのように考えているのか質問いたします。

健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。平成30年度に国保は大きく制度が変わりまして、それまで市町村がそれぞれ見込みなどを踏まえまして、保険税を定めて、医療費について支払いをしていたんですけれども、それが県で県全体の医療費の見込みを査定して、国から納付金などを頂いて、それを各市町村に割り振るという形に変わっております。そういった大きな制度が変わりまして、今年で3年経過したということで、それぞれ大きい市町村あるわけですが、小さい市町村ほど財政が大変だということがあり、新しい制度に移っても、なお今後この財政がどう変化していくのか、どこの市町村も見極めているのか、様子を見ているというところもございます。

いろいろ、行く行くは全県的に平準化した保険税になるようにということでの、新しい制度改正の中身でもありますので、そういったところの議論もしながら、また町の運営委員会でも、こういった材料を県内の動きの材料なども出しながら検討していただきまして、基金の扱い方であったりとか、保険税の在り方などについて検討して予定しております。

県は県で、県全体の保険者ということで県の運営協議会もございますので、県は県で今後の県全体の国保財政の運営について検討していくとなっておりますので、県と足並みをそろえながら情報をいただきながら、そういった検討をしていきながら、保険税は安いにこしたことはないんですけれども、国民健康保険の財政上の今後の将来的な見込みも踏まえながら、その辺を適正に検討していきたいと考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、国民健康保険特別会計事業勘定について質疑審査を終結いたします。

認定第3号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 続きまして、後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

認定第4号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 介護保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番 では、234、235、4の2の2番、一番下ですけれども、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業とありますけれども、この中身を教えてくださいませんか。

健康福祉課長 ただいまの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業についてでございますけれども、こちらについては新型コロナウイルス感染症の対策を行う介護事業所とか施設に、その感染症対策をしたための必要な費用について経費を出すといったことや、あとは職員の方々への慰労金の支給をするといった事業でございます。

4番 といいますと、てとてでやったという認識でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 こちらに計上しているのは、てとてでやった分ではなくて、町の地域包括支援センターが健康福祉課内に設置されておりますけれども、そちらの包括支援センターの事業での対象となっています。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、介護保険特別会計事業勘定について質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後2時39分 休憩

午後2時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

認定第5号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

認定第6号 令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 公共下水道特別会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

ここで、午後3時10分まで休憩します。

午後2時50分 休憩

午後3時10分 再開

委員長 会議を再開します。

認定第7号 令和2年度舟形町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

委員長 水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 今の決算書の272ページの説明の中で、成果報告書154ページのところに（ア）①の本年度と前年度という収入と②の支出という金額が書かれています。今年度は営業の収入ですか、から支出を引いたところですけども、これは営業利益率になるんですかね、1.5%のもうけだよという見方でいいのかお聞きしたいと思います。収入の合計、本年度の合計と支出の本年度の合計のところですよ。

地域整備課長 成果報告書の収入、支出、それぞれ本年度収入が二億何がしで支出が一億九千何がしで、これだけ見ますと収入から支出を差し引けば、少し利益が出ているのかなという形になっていますが、公営企業会計ですので、決算書276ページ、損益計算書の一番下、三角の5,341万365円の赤字という形で、これにつきましては減価償却費が響いているという形、営業費用の減価償却費が大きく響いているのかなという形で見ています。この5,300万円が赤字になっているということは、将来の減価償却費が、将来の更新費用が積み立てられなかったという解釈をしてよかろうかと思います。

以上です。

2番 分かりました。じゃあ、もう一つですけども、同じ成果報告書の前年度のところです。収入合計1億9,600万ですか。それで、支出の合計2億700万円ということで、今年度はここ単純に計算すれば、今言った1.5%のもうけのようですけども、昨年度はマイナス5.4%のマイナスということで、昨年といいますか、元年度ですね、マイナス5.4%、大きくマイナスで、令和2年度がプラス1.5ということで、この部分だけ比較すると何か改善される要因があ

ったのかないのかどうか教えていただきたいと思います。

地域整備課長 収入につきましては、給水人口は減少しているんですけども、ハリヨ地区の宅地造成分8件、民間アパート4件が新規に開栓したことにより、多少増加しております。大口の舟形マッシュルームの規模拡大による使用水量の増加により、大きくなっております。さらに、コロナの影響により、家にいる時間が増えたということも使用水量が多くなったことと考えられます。

歳出につきましては、全体的に費用、歳出のほうを元年度から比べると減っている状況でございます。企業努力で減っている形であろうかと思います。原水及び上水が、元年度と2年度比較して78万5,000円ほどの減額となっています。配水及び給水がこちらは逆に増えているんですけども、配水及び給水については、本管の漏水工事などで増えている状況でございます。総係費総務費が若干減っているという形で、全体的に見て営業費用が昨年度よりも減っている状況でございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

9番 282ページ、令和2年度舟形町水道事業報告書の1の概況のところ、年間有水量、これは7,445立方メートルが増加ということで、178万6,000円の増収ということは分かるんですけども、その下有収率、前年度より9.8ポイント減少し74.79、これ有収率が下がっていて給水水域は増えたというところが、コロナ禍によるひきこもりが増えたということになるのかと思いますが、有収率が減少したということは、収益についてどういう影響があったのか。また、ポイントが下がった理由、お聞かせ願いたいと思います。

地域整備課長 有水量につきましては、料金が発生した水量、つまりは各ご家庭で使用していただいた水量になります。有収率は、この各ご家庭で使用していただいた料金の発生した水の量に対して、取水した量で割った数値になります。つまり、ポンプで取水した量に対して5万4,331立米、料金発生しましたという形になります。

有収率が減ったということ、74.79%、昨年度だとたしか80%ぐらいあったと思うんですけども、漏水が増えたという形になります。特に大きいのが堀内橋の漏水になります。堀内橋の漏水したことによって、直したときに濁りが発生しまして、そうすると堀内橋から下流といいますか、先のほうが結構広範囲になりますので、濁りを取るために結構水を捨てていた状況がありまして、これが大きく響いたのではないかと考えています。

以上です。

9番 原因がはっきりしていたということではっとはしていますけれども、やはり有収率、限りなく100に近づけるように十分点検をしていただいて、水道料収入の増加に結びつけていただきたいと思います。

そういうところで、有収率を上げるために、今回の原因は分かりましたが、通常こういったことを伺っているのかお願いしたいと思います。

地域整備課長 通常につきましては、漏水箇所については早期の発見と早期の修繕というのを努めております。ただ、若干目に見えない漏水、廊下によって目に見えない漏水とかもありますので、100%漏水を止めるという部分まではなかなか難しいのかなという形で考えています。以上です。

9番 ちょっと具体的な対応を聞きたいんですけども、メーター通過後に漏水をしていたと、一般家庭で、そうしたときに当然メーター過ぎていれば請求するのは当たり前だと思いますが、こういう場合の対応はどうなっているのか、併せて質問したいと思います。

地域整備課長 各ご家庭内の漏水につきましては、水道業者さんが修理したときに漏水証明書を町に提出することになっていまして、それに基づいてその分の使用料を減額するという形をとっておりますので、漏水して水道料が大きく変わったなどということはないように努めております。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 今の有収率に関して、私からも質問といいますか、教えていただきたいと思います。これは今ほどの答弁でももとで、例えば100リットルの水道水を作ったとき私たちの蛇口から出てくる使える水道水のことだと思うんですけども、去年が74.8、その目が84.6、その前が87.7ということで、堀内橋の突発という災害の事例はあったと思うんですけども、徐々に悪くなっていて令和元年度は堀内橋の影響によって、例えば100リッター作ったうち25リッター、4分の1はどこかに行ってしまったと、簡単に言うとそうだと思うんですけども、それが悪化した要因は水道管なのか、蛇口といいますか、管からの漏れが年々悪くなっていて今奥山議員から質問あった日々といいますか、年の補修はどのようなことを行っているかということで、私から改めて質問します。

地域整備課長 有収率につきましては、とにかくご家庭を通る水というよりは本管の漏水になります。で、有収率を上げるということは、やはり本管の漏水を防ぐ、あとは漏水に対して速やかに補修する、修繕をするという形になってきます。ただ、やはり委員ご指摘のとおり、年々目に見えない漏水が増えているのか少しずつ収水率が悪くなっているという、それについて対策というのはなかなか難しい状況であり、今のところどうすればいいのかというのは把握できないんですけども、それにつきましても勉強、調査しつつ、できるだけ有収率を下げないような努力をしていきたいと思っています。

以上です。

2番 この有収率というのは定期的に分かるものなのですか。例えば、1か月に1回、例えば先

月よりも異常に多く使われているな、どこか漏れているんじゃないかなとか、何かのメーターがあるものなのか、ないものか。その辺一つ教えていただきたいと思います。

地域整備課長 毎日端子装置に送られてくるデータで、把握は可能です。ただ、はっきり漏水、はっきり漏水、表、地上に出てくる漏水は分かるんですけども、地上に出てこない漏水については、いかんせん把握し難い部分がありまして、現在のような状況になっております。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、水道事業会計について質疑審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長 財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。

7 番 それでは、299ページの土地建物とありますけれども、建物一番下の説明欄の旧光生園寄宿舎等のプラス166平米ということですが、建物は今回こういうふうに登録されたということですが、敷地のほう、ちょっと私も忘れてしまったので何年前に何平米、町有地になったか、今すぐ分かりますか。急に聞いて申し訳ないです。もし分かれば教えていただきたいと思います。

総務課長 すみません、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

7 番 じゃあ、質問の主題はそこじゃないんですけども、その町有地に土砂が積み上げられておりますようです。1 か月だか2 か月前、私がちょっと見たときは土砂が積み上げられていたんですけども、その町有地には。その土砂は町のものと言う方もおりますし、個人あるいはどこかの企業と言う方もおりますし、その所在について町は把握しているかどうかということを質問いたします。

地域整備課長 土砂につきましては、下線のしゅんせつ土砂、河道掘削により出た土砂になります。所有につきましては、町で自由に使える土砂という形で置かせていただいております。以上です。

7 番 町のものということではっきりしましたので、まずはそれでいいです。

それで、この土砂の使い道なんですけれども、この土砂は今後予定されている太郎野の避難道路とかに使えるぐらいの土砂であるのかどうか。そのところは私は一度聞いてみたいなと思っていたので、使えるぐらいの強度といいますか、内容の材料なのか質問いたします。

地域整備課長 太郎野地区の避難道路につきましては、旧光生園のところに置いている土砂は使わない予定でございます。今回、太郎野に盛土するのはまず第一に付近から出た土砂を再利用、付近の掘削土砂を盛土材にする。それで足りない分については、購入土砂を購入して盛土をするという形で考えています。盛っている河川土砂については砂利だったり砂だったりという形で、いろんなものが混じっていますので、太郎野地区のように高く盛るような場所にはあまり望ましくないのかなということで、このような形で考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、財産に関する調書について質疑審査を終結いたします。

お諮りいたします。

一般会計並びに5特別会計、1企業会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書について、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしと認め、認定第1号、令和2年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和2年度舟形町水道事業会計決算の認定について原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りします。

本委員会の委員長報告作成は、委員長に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計並びに5特別会計、1企業会計決算並びに財産に関する調書の審査を全て終了いたします。

3日間にわたる審査、ご苦労さまでした。皆様のご協力をいただきまして、無事終了いたしました。心より御礼を申し上げます。

これをもちまして、令和2年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 3 時 5 0 分 閉会